「(2)さば三百四十貫の換價金一万七千円は、被告人原揮市、同原花吉の兩名からこれを沒收する」

とあります。然しながら右兩名に對する沒收の對照となつた一万七千円は、第一審判決の援用する証拠第七記載の長崎縣水産物第一集荷組合對馬支部の作成にかかる、千代丸との記載の計算書（記錄一三二丁）に依れば、右さば三百四十貫四百匁の換價代金は、一万七千円に非ずして一万七千二十円であることは明らかである。從つて右沒收の對照となつた、右の金一万七千円は右判決の証拠援用の、さば三百四十貫四百匁の換價代金一万七千二十円の内金であるのか、それとも全然別の換價金一万七千円であるのか、証拠の上並びに判決主文の上では判明せない、若し判決援用の証拠が記錄第一三二丁の計算書を基礎とした換價金の沒收であるとすれば、右換價代金一万七千二十円の中一万七千円だけを沒收する旨の判決をなすべきであるに拘らず、第一審判決が只漫然と右計算書を証拠として、右被告人兩名に對し一部の金額だけに沒收の判決を言渡したのは採証の法則に反した第一審判決であり、右第一審判決をその儘認容して控訴を棄却した原判決は同じく採証の法則に反したので、判決に影響を及ぼすべき法令の違反があるから、原判決は破棄せらるべきものである。

第三点

原判決は刑事訴訟法第三百十条の規定に反した違法があります。

本件上告人中石丸伊勢一、吉村福太郎、山瀬勇市、齊藤惠、石丸清の五名に對する第一審判決は昭和二十六年五月八日長崎地方裁判所嚴原支部において言渡され、他の上告人中の原好六、原好市、原揮市、原花吉の四名に對する第一審判決は昭和二十六年五月十日右裁判所にて各別に言渡されたのであつて、右五名は昭和二十六年五月八日に、右四名は昭和二十六年五月十日に各別に原審福岡高等裁判所に控訴したのであるから、右五名の事件と右四名の事件とは別の事件である（第一審長崎地方裁判所嚴原支部は、昭和二十六年四月二十五日の第一回公判期日に、右五名の分と右四名の分とを分離

して公判を進行せり）從つて原審福岡高等裁判所は右兩事件を一緒に審理する場合には、兩事件の併合決定をなしたる上なすべきに拘らず、併合決定をなさずして右兩事件を一事件として審理の上判決を言渡したのは、刑事訴訟法第三百十三条の規定に反した判決であり、この違反は判決に影響を及ぼすべき法令の違反であるから、原判決は破棄せらるべきものである。

第四点

原判決は漁業法及び民法第二百三十九条の解釋適用を誤つた違法があります。

原判決の理由中

「云々、漁業法第六十八条には爆発物を使用して、水産物動植物を採捕してはならないと規定されており、七十条で右規定に違反して採捕した水産物、動植物の所持を禁じている。所論の何人かが爆発物を使用して斃死させたさばは右法条にいう、爆発物を使用して採捕されたさばに該当するもので、これが海中に浮流していたがために、その法律上の性質を変ずるものでないことは、論を俟たないところである云々」

とあつて、控訴を棄却しているのであります。然しながら漁業法にいうところの爆発物を使用して、斃死させた本件のさばといえども、所謂漂流せる無主物であつて、この無主物は民法第二百三十九条の無主物先占の法理に依つて、本件被告人等が採取したために被告人等の所有權に歸したさばである。そのさばを若し漂流する儘に委せんか、全部沈んだり、流れたりして国民の經濟生活に何等の寄與をせないのである。本件被告人等が偶々海上に漂流るせ海の幸を拾取し、多少なりとも、国民の食活生に寄與したとすれば、寧ろ国民の食生活に寄與した功績者として表彰こそすれ、これを罰すべき何等の理由はない。原判決が爆発物の使用による魚類の捕獲禁止という目的に拘泥し過ぎて、漂流せる魚を無駄に逸散せしめないという大目的に邁進した被告人等の功績を沒却し、その功績を逆用して被告人等に有罪の判決を言渡したのは

所謂期待可能性を逸脱し、漁業法及び民法第二百三十九条の主旨を無視した判決であつて、原判決は破棄せらるべきものである。

第五点

原判決並びに第一審判決は採証の法則に反し、且つ刑の量定が甚だしく不当である。

第一審判決並びにこれに基き、控訴を棄却した原審判決は、本件被告人等に對し有罪の判決を言渡した、その判決の証拠中各被告人等に對する司法巡査の第一回供述調書を援用しておりますが。

イ、石丸伊勢一に對する司法巡査の第一回供述調書（記録六八丁二行目）に依れば

「云々、そして船に積み込んでしまつてから、マイトの鯖だと判りました」

とあつて、同人の犯意のない点を充分立証することが出来ます。

ロ、吉村福太郎に對する司法巡査の第一回供述調書（記録七五丁表五行目以下）に依れば

「云々、石丸さんがオイ鯖が流れているぞ、皆早くひろえといいますので、前に申上げましたよう私達は無我無中で小さい柄のついた網で鯖をひろい船中に入れました」

とあつて同人の犯意のないことが立証される。

ハ、山瀬勇市に對する司法巡査の第一回供述調書（記録八二丁裏二行目）に依れば

「云々、附近を見ますと、本当にチラチラと鯖が流れていましたのでどういう鯖か私は知りませんがタブですぐ拾いに掛りました」

とあつて、同人が犯意のないことが立証される。

ニ、原好市に對する司法巡査の第一回調書（記録一四一丁十三行目）に依れば

「云々、九、何をしているのだろうかと思つて、機関場からのぞいて見たら、兄は鯖をタモで拾つて居りました。私はその時に鯖の事について、別になんとも考えませんでした。十、私は自分で鯖を拾つたわけでないので別に悪い事をしたとは思つて居りません」

とあつて同人が、犯意のないことは明白である。

ホ、原揮市に對する司法巡査の第一回供述調書（記録百四十七丁以下）に依れば

「云々、九、私は千代丸の船長として、弟の花吉と二人で昭和二十六年二月十六日午前七時頃、沖で鯖を買うため鹽濱を出港しました。十、小島瀬沖で漁船に会い問うが釣鯖というので、目算で三百貫と協定し、六万円で買いました。十一、その船から積込中他の小船が来て、鯖を買わないかといつたので釣鯖なら買うと答えました処、釣鯖と申したので、又三百貫を六万円で買いました。十五、私は買つた鯖は釣鯖と信じていました。十八、巡視船から私の積んでいる鯖はドン鯖の疑があるといわれたときは吃驚しました。どうなるか判らなくなりました。二十二、釣鯖といつて賣つた船及び人間に對しては憤りを大いに感じます。

とあつて、全く同人は爆発物による收受した鯖であることを知らずして買受けたもので、犯意のないことは、充分立証される。

ヘ、原花吉に對する司法巡査の第一回供述調書（記録第一五七丁以下）に依れば

「云々、九、大瀬沖まで来た時小型の漁船で船名不詳の船より、鯖を買つてくれと兄揮市に相談していましたが、普通は兄揮市は片足ですが、私が網取等は致しますが今度だけは私は機関室より出ませんでしたので買取りの交渉は一切判りません。私は機関室で仕事をしている。十、私は別に申し述べることはありません。只今回の事は全く知りませんので、悪いことは思つていません」

とあつて全く被告人原花吉は、全然犯意のないことは明瞭である。

右のような証拠を第一審判決は援用して居りながら、右証拠をとつてもつて、有罪の斷定の資料としているのは少くとも採証の法則に反しているのであつて、その第一審判決をその儘維持している原審判決は採証の法則に反するものであります。なお且つ被告人の一人を除く他の八名の者は、何れも前科がなく初犯であつて、これ等の初犯者に對して実刑を科し（右丸清だけは除く）刑の執行を猶豫せずに、被告人に反省の機会すら與えないのは洵に刑の量定が甚だ不当である。殊に被告人原揮市、原花吉は全然情を知らずして、二回に亙り十二万円の大金を投じて鯖を買い受けた結果、その鯖は没收せられ、十二万円の莫大の損害を受けた上、更に実刑を科せらるるのは全く刑の量定が甚だ不当で、右兩名に對しては少くとも、刑の執行を猶豫する判決あつて然るべきものと確信している次第であります。

以上の理由により原判決は破棄すべきものと信じます。

以上

昭和二六年(あ)第四五四〇号

決定

本籍並びに住居　宮城県黒川郡大谷村士橋字宮林畑四の一番地

農業　佐藤六八　明治三一年七月一七日生

右の者に対する放火被告事件について、昭和二六年七月三一日仙台高等裁判所の言渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので、当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

弁護人菊地養之輔、同本田詮男の上告趣意第一点について。

原判決の是認した第一審判決は、被告人の自白の外、補強証拠を掲げていることが判文上明らかであり、同判決挙示の各証拠を綜合すると同判決の事実認定を肯認することができるから、憲法三八条三項違反の主張は前提を欠き、論旨は理由がない。

同第二点について。

本件公訴の当初において、仮りに被告人が不法に逮捕勾留されたとしても、それに対する救済は別途の手続によるべきであつて、これをもつて上告の理由とすることができないことは、当裁判所の判例とするところであり（昭和二二年(れ)第三三一号昭和二八年七月三一日決定　昭和二六年(あ)第四五四〇号

昭和二八年七月三一日決定　昭和二六年(あ)第四五四〇号

二

四号同二三年六月九日大法廷判決、集二巻七号六五八頁、昭和二三年(れ)第七七四号同年一二月一日大法廷判決、集二巻一三号一六七九頁参照)、また、被告人の検察官に対する供述調書は、それがかりに不法逮捕拘禁中に作成されたものであつても、その一事をもつて、ただちに無効と解すべきでないことも、当裁判所の判例の示すところである(昭和二五年(れ)第一〇八五号同年九月二一日第一小法廷判決、集四巻九号一七五一頁、昭和二六年(あ)第四六八号同二七年一一月二五日第三小法廷判決、集六巻一〇号一二四五頁参照)。そして、被告人の検察官に対する自白が強制拷問によりなされたとの事実は、記録上これを認めるに足る証跡が存しないから憲法三六条、三八条二項違反の主張は前提を欠き、採用することができない。

同第三点及び第四点について。

所論は、事実誤認、訴訟法違反の主張に帰し、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない(なお、被告人の検察官に対する自白が強制拷問によるものと認められないことは前示のとおりである。)

また記録を調べても、本件に刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年七月三一日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

昭和二六年(あ)第四五四〇号

被告人　佐藤六八

弁護人菊地養之輔、同本田詮男の上告趣意

第一点　原判決は公判外の被告人の自白を唯一の証拠として被告人に有罪の判決を言渡した違法があり、憲法第三十八条第三項の規定に違反する。

第一審判決は被告人の公判外の自白の外に、検察官作成の検証調書中圖面及び寫眞。証人佐藤基一、同こうに對する証人尋問調書の各供述記載。第一審裁判所の検証調書等を綜合証拠として事実認定をした旨説示しているがその内容に付て仔細に精査すると、本件放火行為の実質内容に觸れた獨立の直接証拠は一つもなく又自白の眞実性を保証するに充分な補強証拠もない。原判決はこれ等の各証拠は総て自白の補強証拠であり且つ、第一審証人佐藤基一の供述のみを以てしても原判示日時、原判示佐藤基一方居宅等の建物が火災で焼失したこと、而してその火災が放火に因ることを認めることが出来るのであつて云々と判示しているが、前記自白以外の各証拠は被害者佐藤基一方居宅等の建物が焼毀した点の補強証拠とはなり得るとしても、該建物の焼毀が何人かの放火行為に起因することの裏付証拠になるとは認められない。従つてこれ等の証拠のみをもつてしては、被告人の自白と相俟つて本件放火を認めるに充分な補強証拠であると言うことが出来ないことは明白である(昭和二十四年十一月十六日、廣島高等裁判所岡山支部判決參照)

後述の通り動機が存在せず、且つ自白の眞実性が稀薄な本件に於ては証明力の強い價値の大きな、そして犯罪構成事実の重要な部分についての明確な補強証拠が要求されるのは当然であるにも拘らず、原審が輕々に第一審判決を是認したのは前記憲法違反を犯したものであつて到底破棄を免れない。

第二点　原判決は強制、拷問による自白を証拠に採り以て斷罪の資料に供した違法があり、憲法第三十八条第二項及び同第一

三十六条の規定に違反する。

1、第一審証人大友巖は被告人に對する逮捕状請求の嫌疑理由は

(イ) 被害者、被告人間に土地問題があつた事

(ロ) 火災の際被告人がその現場に行かなかつた事

の二点であるがその中(イ)の理由が重点であつたこと又、

被告人妻こう逮捕の嫌疑理由として

(イ) 土地問題があつた事

(ロ) 火災の直前に被害者方前道路を通行した事実

(ハ) 犬の吠聲を聞かなかつたと言うた事

を各証言しているが、果してこれが苟も放火罪と言うような重大犯罪の犯人と疑うに足りる相当な理由と言えるだろうか、而も前記土地問題の存在から何等の状況事実もないのに單なる捜査間の想像と憶測のみで被告人が被害者に怨恨を抱いていたと獨斷し一擧に被告人夫妻を逮捕するに至つた事案である。土地問題から怨恨と言うが如き特殊感情の存在を推理するにはその兩者を結び付ける特定事実の介在が必要である。即ち土地問題自体が被告人にとつて相当深刻な、差迫つた問題であるか又は土地問題のため日頃被害者と被告人間の間柄が悪かつたとか、或は被告人が何人かに土地問題について怨恨又は不快感情を洩した事実があるとかの状況証拠の裏付があつて始めて左様な感情の存在を合理的に推定し得るのである。処が本件に於ては土地問題自体は既に三十年前の出来事であつて、被告人は何等その土地に付いて関心も執着も有していない事、又被害者と被告人間には日頃何等のわだかまりもなく眞心から交際していた事、他に被告人が土地問題に付て不快感情等を洩したような事実がない事等は一件記錄上寔に明瞭である。(後記第三点(一)參照)

従つてこの問題が本件の嫌疑理由として相当でないことは明らかである。

原判決は逮捕状請求の嫌疑理由は單に土地問題ばかりでなく、本件火災発生前後の被告人夫婦の行動につき不審の感せられる点があつたと言うこともあるのであつて必ずしも、「被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がなかつたとは言えないからこれを以て捜査權の濫用と言う事はできない」云々と判示しているが、土地問題以外と言うのは前記各理由を指すのであろうが、火災当夜被告人が現場に行かなかつたと言うが如きは全く經驗則を無視した判斷である。即ち被告人の住家は被害者方に隣接していて最も類焼の危險に曝されているのである。斯かる際自分の住家を護るのは寧ろ人情の自然であつてこの事実を以て嫌疑理由とするが如きは言うべき言葉もない。

被告人妻に對する前記(ロ)の理由であるが通行の理由が不明か、又は多少でもその理由に付て疑念があるなら格別、公民館からの歸りであつて而も三女元子と共に通行している事情は明瞭なのである。又(ハ)の理由は時間的関係から妻が通行した時間(歸つたのは午後十時過ぎであると推定される)には既に犬が吠え止んでいた時間であることは一件記錄上明瞭である。而もこれ等の事実は本件について任意捜査をしている時期に於て既に明瞭にされているべき事実であつて何れも嫌疑理由として相当でないことは明白である。

結局本件の逮捕はその嫌疑理由の相当性を欠いている不当な逮捕であると申すの外はない。更に逮捕の必要性について一言すれば

(イ) 被告人は父祖傳来の土地に永年家族と共に居住し、農業に従事している者であつて、逃走の虞などは全くないのである。

(ロ) 捜査当時は宅地問題以外には何等捜査の手掛りとなる資料もない事件であり、且つ被告人の人柄等から判斷しても罪証湮滅を圖ると言うが如き事実は全く考えられない。

斯様な被告人に對し果して逮捕の必要性があつたと言えるだろうか。

畢竟本件の逮捕は形式上は適法な逮捕状によるものであるが、嫌疑理由の相当性と逮捕の必要性を欠いている点から実質上は不当な逮捕であり捜査權の濫用であると言わざるを得ないのである。捜査權の濫用は如何に合法の仮面を被つていても所詮不当であり、それに基く身体の拘束は憲法第三十六条に所謂拷問である。被告人の公判外の自白も遡れば斯様な不当拘束に端を発しているのである。

2、被告人は第一審第六回公判で警察で自白するに至つた事情について「夜おそく午前一、二時頃迄調べられたことがあります。又御飯を喰べさせられず調べを受けたことがあります。私は警察で調べを受けた時妻と警察に呼出されて調べを受けたのですが妻は泣いており、その泣聲を聞き自分が犯したのだと言えば妻は早く歸宅させられると思い放火を自白したのです」「警察では四名の警察官に取巻かれた形で調べを受け默つていると怒鳴られた」と当時の取調状況について供述している。

右によると、有形無形の心理的壓迫による自白の誘引、强制の手段が採られた事が窺知される。(この点については第一審証人妻佐藤こうの証言によつてもその取調状況の一半が推知される)

斯様な取調の結果一面被告人の無智と気の弱い性格がその壓力に負け、無罪を主張する気力を失い、絶望感に陷つた事と他面家族(妻)を勾禁と苛烈な取調の苦痛から一日も早く解放してやりたいとの念願から迎合的な不実の自白をするに至つたものであつて、その自白は任意にされたものでなく、前記の通り直接、間接の强制による自白である。

原判決は檢察官に對する昭和二十五年一月二十三日附被告人の供述調書第二項及び原審第四回公判調書中証人大友巖の供述記載と對照するときは、右被告人の弁疏はたやすく措信し難いと判示しているが、右供述調書は被告人が警察官に對し自白した翌日吉岡警察署で檢察官の取調に對し供述したものであつて、結局警察における自白と同一の心理状態

の繼續した状況下におけるもので全く任意性のない迎合的なものであることは充分推認される。而も右供述調書中「私は今まで警察と言う処はああいうように親切にしてくれるものとは思つておりませんでした。家にいるよりも早く休めた程です」と言うような供述内容に我々の經驗法則に照し、果して被告人の眞意を陳述したものと認めることが出来るであろうか。斯様な供述こそ措信し難いものではなかろうか。

又大友証人の証言であるが、同証人は当時本件の捜査主任である。斯様な証人から被告人の供述を裏付けるような証言を期待するなどと言う事は絶對に不可能である。

斯様な皮相な形式的理由では自白の任意性を説明し得るものではない。

更に原判決は、被告人の數回に亙る自白内容がすべて一貫していて不合理な点がないと判示しているが、後記の通り(第三点、第四点)本件の自白内容は數回に亙る各自白自体に於て又他の証言との関係に於て、幾多の矛盾撞着を包藏し、又反經驗則、反論理法則の供述があることは明瞭である。

以上原判決は憲法第三十六条及び同第三十八条第二項に違反するものである。

第三点　原判決は重大な事実の誤認がある。

(一)　動機について

原判決は本件犯行の動機について被告人が宅地問題から日頃被害者に對し怨恨乃至不快感情を抱いていたと認定し、その唯一の証拠として被告人の公判外の自白調書の供述記載を採用した第一審判示の動機を容認しているが、この自白は眞実に符合しない虚偽の自白であつて甚だしく眞実と相違している。左にその反証を擧げて説述する。

反証の一、第一審公廷における佐藤基一、同佐藤こうの各証言及び被告人の供述を綜合するとこの宅地問題なるものは原判決摘示の通り既に三十有余年前に起つた出来事で、当時被告人は未だ佐藤家の人になつておらず、従つて何等こ

の問題について利害関係がなかつた事、被告人が佐藤家に婿養子となつた後もこの問題について一回も被害者方と交渉した事実は全くない事。唯僅かに終戰後農地改革の事で右宅地の買收申請をしたが却下になつた事実はあるがこの点については被告人の第一審公廷における「終戰後他の者と共に農地委員会に買收申請をしたが申請後催促もせず、その結果も判らない」旨の供述及び証人佐藤こうの「良人は土地が自分の所有名義になつても貧乏者は心配でならないと言うようなことを言うた事があります」との証言等によりこの宅地問題なるものは被告人にとつて何等怨恨不快感情等の對象となるような深刻な差迫つた性質のものではなく、又被告人自身現在迄何等の関心も持つていなかつた事は明白である。

反証の二、然らば斯様な性質の宅地問題について被告人は原判決認定のような怨恨や不快感情を現実に日頃抱いていたのであろうか。この点について第一審判決引用の証拠及び訴訟記録を精査すると

(イ) 証人佐藤基一の「被告人から宅地についてなんの話もされた事はない。又その問題で直接愚痴を聞いた事もない」

「被告人と感情的に反目した事もなく、被告人及びその家族とは一点のわだかまりもなく、眞心から交際していた」

(ロ) 証人佐藤頼次の「交際は本家分家のようにしており親しい仲でした」

(ハ) 証人高橋晴記の「被告人と佐藤基一方との間柄は仲が良いと思つていました」

(ニ) 証人大畑新五郎の「被告人家では佐藤基一方とは仲良く出入しているようでした」「被告人は飲酒した時なども基一といさかいなどないようでした」

等の各供述記載を綜合すると被害者、被告人間に怨恨や不快感情等が存在した事実は全く認められない事は充分に立証し盡されていて、他に第一審判決摘示のような動機の存在を裏付ける状況事実は一件記録上何もないのである。

第一審判決は右の動機があり、たまたま犯行当夜飲酒酩酊した擧句唱嗟的に本件犯行を決意したと認定しているが、宅地問題は既に三十数年前の出来事であり、仮令その後買收申請等の事があつたとしてもこれ亦二年有余前の事であつて、その間前述のような各反証によつて既に明白である通り日頃被告人はいささかの関心も執着も示していなかつた。この問題について火災の日特にこの問題で感情上の刺戟を受けたと言う事実もないに拘らず、僅かな飲酒によつて突然本件犯行を決意するに至つたと言うような認定は、仮に不快感情等があつたとしても日時の經過は人の感情を宥和すると言う心理学上の法則を無視した獨断的推理であつて、我々の一般經驗則にも著しく反することは明瞭である。

原判決は前記のような公判廷の各証言を全く無視し、証拠によらない單なる憶測を以て心証を形成し、動機の存在を肯定している。

(二) アリバイの成立について

犯罪の成立に絶對に必要な要件は犯人がその犯罪を犯す機会を持つていた事、即ちその時その場所に実在していたと言う事が明瞭になつていることである。この点について一件記録を仔細に検討すると、

(イ) 第一審証人佐藤こうの「証人が歸宅した時良人六八は勝太郎と一緒に寢ておりました」「証人が風呂に入る時良人六八や子供勝太郎は寢室に寢て居りました」「証人が歸宅した時たしかに良人は寢て居りました。私丈見たのでなく娘元子も見たのでありますから間違いありません」「金田さんから調べられた時私は公民館から歸り家に入つた時には良人が座敷に寢ておりその妻を見ましたと述べたところ金田さんは、この女ずうずうしい女だと言い更に良人の寢妻をどうして見受けたと斷言出来るか物には見誤りと言うものがあるだろうと言われました。尚その時金田さんからおどろいた馬鹿者だとかなにも判らない女だ云々と罵られた上、事実を正直に語れと言われその時金田さんは靴をぬぎ私の脛を蹴つたのであります」「証人が歸宅した時電燈はついておりました」

(ロ) 証人佐藤元子の「御父さんはいつも寢るところに勝太郎を抱いて寢ておりました」「御父さんと勝太郎は本当に寢ておりました」「警察では公民館から歸つて来たらお父さんはいなかつたろうと何回も言われましたが、私はお父さんは勝太郎と二人で寢ておりましたと言いました」「家に入つた時電燈はついておりました」。

(ハ) 昭和二十四年十一月十四日附。同二十五年一月二十日附、同月二十二日附司法警察員に對する佐藤こうの各供述調書の各供述記載。右兩証人の斯様な供述は警察における取調以来終始一貫しており、殊に証人佐藤こうは被告人よりも先に取調を受け本件の共犯者として直ちに逮捕されているのである。又日頃被告人と右子供二人が並んで寢ていること及び本件火災当夜の就寢の状況も同様であつた事は爭えない事実である。而も被告人が寢ている頭の眞上五尺二三寸の位置には四〇Wの電気が点燈された儘であることも被告人の司法警察員第六回供述調書。検証調書証人佐藤こう（妻）等の証言によつて明らかである。斯様な寢室及び就寢状況の下に於て、小さな子供等の寢姿を明瞭に認め乍ら被告人の存否に付てのみ斯様に不明瞭な供述をしているのは（昭和二十五年一月二十六日附司法警察員に對する佐藤こうの供述調書）同人の前四回に亙る供述を黴させる司法警察員の執拗にして壓迫的な強制尋問に因る（第一審公判における同人の証言内容によつてその間の取調状況は推知される）不実の供述である。

原判決は証人こう、元子等は被告人のいることを認めるため何等の動作もしていないのであるから、被告人が寢ていたと言う供述も確実なものでないと判示しているが、左様な動作をしなくとも一歩被告人が内部に入れば被告人の存否を知り得ることは被告人居宅内部の構造に関する検証調書によつても明瞭である。

斯様な事実を綜合すると右各証言は一点の疑もない眞実の供述であつて、被告人のアリバイは完全に実証されているものと確信する。

次にアリバイの成否に関聯して犬の吠え聲との関係について一言すれば、第一審では検察官は当夜被害者方の飼犬

が烈しく吠えたと言う事実によつて、被告人が被害者方に侵入した事実を立証するため、検察官側の唯一の証人として佐藤頼次を申請し、終始犬が吠えた事実に付て訊問したのである。果して当夜犬が吠えたと言う事実によつて被告人の侵入事実、そして放火事実が立証出来たであろうか、私は寧ろ火災発生時刻と犬の吠えた時間的関係から却つて当夜被告人以外の者が現場にいたと言う事実を推認し得るに至つたものと思料する。即ち、証人佐藤頼次、同佐藤こうの原審及び当審における各証言を綜合すると、犬が吠え出したのは当夜午後九時三十分頃であり、吠え止んだ時刻は午後十時頃であること及び火災発生は午後十時から十時二十分頃であることはホボ確定的に推測し得る。従つて検察官認定通りとすれば、被告人は被害者宅地内に少くとも三、四十分侵入していた事になる。処が被告人の自白によると被害者宅内に侵入していたのは長くて五分以内で而もその間犬の吠聲を聞いたと言う供述はないのである。又当夜犬が吠えた位置、方向、走り廻つた状況等に関する証人佐藤頼次の証言から判断すると、被告人は最初西側入口から（木小屋と反對側）被害者宅地内に侵入し、漸次東側に移動していたことになる。処が自白調書によると、被告人は自宅から眞直に被害者方東側入口から侵入し木小屋に放火して歸宅したのであつて、木小屋から西には一歩も侵入していないのである。又火災発生時刻と犬の吠えた時刻とは全然くい違いがある。斯様な事実からは寧ろ当夜少くとも犬が吠えた時刻には被告人は犯行現場に実在しなかつたことが推定される。

(ニ) 放火の時刻について

原判決は本件放火の時刻は午後九時五十分乃至十時迄と認定さるべきで、即ちこの点に付第一審判決の事実認定は誤認のあると言わなければならないが、この違法は判決に影響がないから破棄の理由とはならないと判示しているがこれは自白の眞否、アリバイの成否を証明する重要な事実であり、実体的に被告人に對する本件犯罪事実の成否の問題に関連し、事は最も重大且つ微妙であつて原判決説示の如く輕々に論じ去り得べきものではない。

(四) 放火に使用されたマッチと自白との関係について

第一審判決が証拠として採用した被告人の自白によると本件放火に使用したマッチは自宅炊事場から持出したものであり、車印のついたものでそれは嫁子（佐藤和子）が何処からか買つて来たもので、中味が半分位入つていたと供述しているが第一審証人佐藤こう、同佐藤和子の証言によると被告人自供のようなマッチは本件火災当時迄被告人方では使用した事はなく、全然なかつた旨及び左様のマッチは火災後である昭和二十四年十一月二十六日佐藤和子が松島驛前廣田賣店から購入し、その後被告人に一ケ與えた旨各供述しており、又犯罪者心理として証拠としては最強最有力な、そして被告人にとつては尤も危険な、而も反面廃棄等最も簡単な方法で湮滅し得る空マッチ箱を犯行後二ヵ月半と言う長期間所持していたなどと言う事は到底考え得られないことであつて犯罪心理学上の法則にも反し、この点に関する被告人の公判外の自白は全く虚偽であることは明瞭である。従つて第一審判決も検察官が自白外の唯一の直接証拠として提出した右自白に照応する証第一号（車印小型マッチ空箱）を採用していない。

果して然らば第一審判決判示の「自宅から持参したマッチ」とは如何なるマッチであろうか。

若し仮に公判外の自白が眞実なりとせば、被告人が本件犯行に使用したマッチは証第一号以外のものではあり得ない筈である。然るに被告人の自白を唯一の証拠として採用した原判決がその自白に符合する証第一号を本件の証拠に採用しなかつたと言う事実は畢竟この自白の眞実性を否定したものと認める外はない。この点に於て原判決は採証上重大な過誤を犯したものと謂わなければならない。

虚偽の自白と言うものは自白自体が虚偽であるに止らないで、自白があつたと言う事実だけで他の証拠に暗示的な悪作用を及ぼすことが多いのである。

即ち斯様な自白があると捜査官は事案の解釋を自白に照応するように構成してゆく傾向が強くなるのである。

本件のマッチの問題もこうした捜査官の職業心理から生じた顯著な例である。即ち被告人は自白したが自白以外に直接証拠或は罪体に関する補強証拠は何もない。これでは証拠上誠に心細い。

処が被告人はマッチで火を付けたと供述しているのであるから、このマッチさえ発見出来れば一応証拠は整うわけである。然し若し仮に被告人が眞犯人だとしたら前述の通り二ヵ月半も左様なマッチを所持している筈はないと言う事は捜査常識として当然考えられるわけであるが、この点で捜査官は被告人のマッチで放火した、そしてそのマッチは腹掛の中にある、と言う虚偽自白の暗示作用を強く受けて右述のような疑念も抱くことなく腹掛中のマッチを本件犯行に使用したものとして自白に照応するように決めてしまつたのである。斯様なマッチの存在は却つて本件自白の信憑性を稀薄ならしめていることは疑いない。

原判決はマッチを証拠として擧示しなくとも優に原判示事実を認めることが出来る。そして第一審判決が擧示しなかつたも同様に解したものと推測されると説示しているが、本件のように自白以外には焼毀事実に對する補強証拠以外放火行為に関する裏付証拠のなにもない事案に於て仮にマッチに對し眞実証拠價値を認めたものとせば、これを証拠標目の筆頭に掲記したであろうことは推察に難くない。然るに第一審判決があえてこれをなさなかつたのはその信憑性に疑いを有したために外ならない。

(五) 被告人の犯罪適格性の欠如と飲酒による心理変化の状況について

被告人の性格は第一審証人高橋晴記、同大畑新五郎、同佐藤基一、同佐藤こう、同佐藤和子、原審証人殘間惣藏、同鈴木、等の各供述記載を綜合すると、無智で気の弱い温順な、無口な人の良い善人であると判断することが出来る。前述のような迎合的な供述も虚偽の自白も総て斯様な性格に基因するものであることは窺知するに充分である。とも

あれ被告人の斯様な性格からは余程深く、強く、深刻な動機が存在しない限り放火と言うような重罪を犯し得るものでないことは推認するに充分である。次に

第一審判決は酒に醉つて日頃の鬱憤を晴らそうと決意したと認定しているが、飯酒した場合における被告人の性格乃至心理状態の変化については第一審証人佐藤基一、同佐藤こう、同佐藤和子等の各供述記載を綜合すると被告人は飲酒によつて犯罪的傾向或は日頃の鬱憤を晴さんと決意するような心理的変化は全く認められず、却つて日頃の鬱憤など消失する傾向にあることが立証されている。

以上の各状況事実から被告人の性格は本質的に犯罪適格性を欠き、又飲酒による犯罪傾向への変化は認められない。原判決はこれ等の証言を悉く斥けているがこれは採証の自由を濫用するものである。

以上(一)(二)(三)(四)(五)は放火の構成要件となる事実及び動機、性格証明等重要な点について重大な誤認がある事を説述したのであるが、斯様な誤認を招来した原因は原審が拠証の取捨判断を誤り、自白偏重の結果公判外の不実の自白を唯一の証拠として採用の事実認定をした結果である。

第四点　原判決は不実の自白を証拠に採り斷罪の資料に供した違法がある。

原判決は專ら被告人の公判外の自白を証拠として被告人に有罪の事実を認定しているが、この自白が眞実に符合しない虚偽の供述であることは前述第三点(一)乃至(四)の各反証により既に明白であるが、その他にも自白内容には幾多の矛盾、疑点、反經驗則の事実が存在し全く不実の供述であることは左記事実によつてもこれを認めるに充分である。

1　放火の時刻について

昭和二十五年二月四日附檢察官作成の被告人供述調書によると放火時刻は午後九時過ぎ頃となるが、昭和二十五年一月二十八日附檢察官作成に係る檢証調書中の被告人指示供述によると被告人は「放火直前犯行現場で妻子の歸宅するの

を見た」「放火して歸り途妻が風呂に入つている様子だつた」と各供述しており、この供述によると第一審証人佐藤こうの証言と相俟つて放火の時刻は午後十時過ぎと言う事になる。又原審の事実調査の結果によつてもその時刻は午後十時頃となる。

従つて兩調書の自白内容は相互に矛盾し、且つ証人佐藤賴次の証言ともくい違い（原審証人佐藤賴次の証言）結局放火時刻は不明である。

第一審判決は前記公判外の兩調書を共に証拠として採用しているが、この矛盾を如何に判斷したのであろうか。結局午後十時過ぎと認定すれば前述第一点の(二)記載の通りアリバイが完全に証明されているので漫然公訴事実通り午後九時過ぎと認定したのであろうが、本件火災の発生が午後九時過ぎでない事は訴訟記錄上極めて明瞭である。

2、犯行決意の時期について

檢察官作成に係る檢証調書中被告人指示供述の「風呂に入つて九時頃仕事着をフダン着にかえて寢ましたが酒もまわつてき、佐藤基一方のことが頭に浮び一つ火を付けて脅かしてやろうと思い」云々。

昭和二十五年二月四日附檢察官に對する被告人の供述調書の「本家に火を付けようと一週間位思つていたら十一月三日吉木家の地盛り」云々

昭和二十五年一月二十三日附檢察官の被告人供述調書中「去年七月頃吉木の家が火事になつて木小屋一軒を殘して丸燒けになり、木小屋に一家族全部がねおきするようなみじめな状態になつたのをみて折があつたら本家に火を付けて丸燒けにさせて本家に對する不滿恨を晴そうと思つたのでした」右檢察官の三回に亙る被告人の自白調書の内容は何れも矛盾撞着していて自白が出鱈目であることは極めて明瞭である。

3、火災当夜就寢中の被告人の服裝について

被告人の自白調書によると被告人は火災当夜は風呂から上つて仕事着をふだん着にかえて寝たと供述しているが、第一原審証人佐藤こう、同佐藤和子、同佐藤元子及び被告人は何れも当夜被告人はシャツを着て寝ていた、いつもシャツを着て寝ると供述して居り、犯行に及ぶ際の服装に付ては、

(イ) 昭和二十五年二月四日附検察官の被告人供述調書

「国防色のズボンを着「ぞうり」をはいて出た」旨

(ロ) 司法警察員作成第三回及び第四回供述調書

「フダン着のまま「下駄」をはいて出た」旨

(ハ) 同第五回調書

「寝る時着る寝着物に帯をまき「ぞうり」をはいて出た」旨

(ニ) 同第六回調書

「寝床に着くとき着た寝着物等の外にといた帯をしめ、更に国防色紺ズボンをはき「ぞうり」で出た」旨

各供述しており、更に、

第四回調書では「マッチは腹掛けに入れていつた」と供述しているのであるから、フダン着の外に腹掛を着て出たことになる。

処が、第六回調書では「放火して歸つて来て枕元にあつた腹掛けの中にマッチをしまつた」と供述しており、これによると腹掛けは着けてゆかないことになる。

以上当夜犯行に際しての被告人の服装については各調書共全く、矛盾撞着を極めていて供述の信憑性は全く認められない。

4、昭和二十五年二月四日附検察官の被告人供述調書の「布團は一寸おさえただけで外から人が入つて来ても寝ているように見せかけ」云々の供述記載

検証調書の記載により被告人住家内部の構造、寝室の状況、就寝の位置、方向、姿勢等は明瞭であり、且つ証人佐藤こう、同元子、同和子等の証言により当夜電燈は点燈されたままであつた事も明瞭であつて、右供述のような作為が何等犯行隠蔽の手段として効果はなく全く児戯に類するものであることは明らかで斯様な供述は著しく我々の経験則に反する。

5、検察官作成の検証調書中被告人指示供述部分の「暗い中から手探りでかまどの西側上からマッチをとり」云々の供述記載。

被告人はマッチはいつも腹掛の中に入れて置くと供述して居り、第一審証人佐藤和子は「父は其の夜ズボンや服等は夜具の側に置いて寝ました」と供述している。

マッチを持つて行くなら手近な腹掛けの中から簡単に持出せる筈なのに、なにを苦しんでワザワザ暗い炊事場に行き手探りまでして持つて行く必要があつたのだろうか、これ亦我々の経験則に反する供述である。

6、昭和二十五年一月二十三日附検察官作成の被告人供述調書中、第二項の供述記載はこれ亦我々の一般経験則に著しく反し全くその供述の眞意が判らない。被告人が斯様な供述をしたとすればこれは勾禁生活の苦痛から取調官の意を迎えるためになされた眞意に反する供述であることは一見明瞭である。（前記第二点の2参照）

7、犯行決意の程度について

(イ) 昭和二十五年一月二十二日附司法警察員作成、被告人供述調書「全部焼くとは思わなかつた」

(ロ) 同年同月二十三日附検察官の同調書

「本家に火をつけて丸焼けにさせて恨を晴らそうと思つた」

(ハ) 同月二十八日附同調書

「火をつけておどかしてやろうと思つた」

(ニ) 同年二月四日附同調書

「本心では居宅迄焼く積りはなく、木小屋位と思つていたのです」

8、司法警察員第七回調書（被告人）によると被告人方から押收した草履二足を被告人に示しているが、それに對し被告人は「緒の黒色のを片方履いたことは記憶しているが」云々と供述している。

釜屋の土間は眞暗でマッチも手探りでとつたと被告人は供述しているのである。斯様な場所において草履を履いていつた者がその緒の色まで当時識別し得たと言うような供述は全く出鱈目の供述と言うの外はない。

以上第一点(一)(三)(四)及び第二点(1)乃至(8)に亙つて説述した通り被告人の公判外の自白なるものは本件事案の判斷に重要な幾多の事実について眞実に反する虚偽の供述であつて、何等信憑力、証明力のないものであることが極めて明確に立証し盡され、原審も放火時刻についての事実誤認に犯行の際の服装、履物等についての自白の矛盾、動機の不存在乃至その薄弱性、被告人の性格、証拠等に付てはこれを承認するところであるにも拘らずこれ等眞実の反証を悉く排斥し、この不実の自白を唯一の証拠に採つて以て被告人に有罪の判決を言渡したのは明らかに採証の法則に違反して事実を認定したものである。

若し公判廷における多数の証人の供述を悉く葬り去り、獨り公判外の自白のみが眞実であると言い切る事を以て採証の自由と解するものならば夫は採証自白の法則を濫用するものであると言わざるを得ない。

証拠の價値判斷は飽迄論理法則、經驗法則に合致した合理的判斷に期待さるべきであつて專恣を許すものではない。

原審が公判外の自白のみを眞実なりとした心証は一体、如何なる証拠資料に基いて形成されたのであろうか、了解に苦しむところである。

以上の各理由によつて原判決は破棄されるべきものと確信する。

以上

昭和二六年㈱第四九七七号

決　定

本　籍　宇都宮市西原町二九七九番地
住　居　栃木県佐野市大字堀米一六九番地
職　無職
青木由三郎
明治四四年一月二五日生

本　籍　栃木県河内郡豊岡村大字町谷一三〇〇番地
住　居　同県佐野市若松町六一二番地
職　無職
井上正七
大正九年四月二〇日生

本籍並びに住居　栃木県佐野市金屋仲町二四〇六番地
鉄工業
若林公二
大正一三年一一月二四日生

本　籍　東京都板橋区石神井二丁目番地不詳
住　居　栃木県佐野市相生町二八五二番地

昭和二八年七月三一日決定　昭和二六年㈱第四九七七号

一

雑貨行商　山田長松　明治四三年三月一八日生

二

右各恐喝、被告人青木、井上、山田に対する各同未遂、被告人青木に対する収賄各被告事件について昭和二六年七月二三日東京高等裁判所の言渡した判決に対し各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件各上告を棄却する。

当審における被告人青木由三郎のために附した、国選弁護人に支給した訴訟費用は同被告人の負担とする。

理由

被告人山田、同井上の弁護人武田松太郎の上告趣意は第一点は単なる訴訟法違反、同第二点は量刑不当の主張であり、同若林の弁護人高沢正治の上告趣意は第一点は結局事実誤認（挙示の判例は本件に適切でない。）、同第二点は量刑不当の主張であり、被告人青木の弁護人若林清の上告趣意第一点は原審において主張、判断されていない主張であるばかりでなく、刑訴二二六条二二七条により証人尋問をした裁判官は除斥の事由とならないことは同二〇条の規定により明かであり、（なお昭和二七年(あ)第一三二七号同二八年四月一六日第一小法廷判決参照）同第二点は事実誤認の主張（挙示の判例は本件に適切でない。）であつて何れも、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条（被告人青木につき）により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年七月三一日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

昭和二六年(あ)第四九七七号

被告人　山田長松
同　井上正七

弁護人武田松太郎の上告趣意

【山田長松の分】

第一点

(一)　上告人は控訴審に於て、其控訴理由第五点として、

本件につき昭和二十四年十二月七日被告人山田長松外二名に対する起訴状により同人等に対し公訴提起せられ、同年同月十一日被告人青木由三郎外四名に対する起訴状により同人等に対し公訴提起せられている。

前の起訴状掲記の一、二、三の事実は同一事実として後の起訴状第六、第七、第八の事実として掲記されているものである。

ところが、其記載せる事実関係は全くくいちがい、其為めに前述控訴理由第二点記載の如き不適法なる結果を生じたものであることを推測するに難くないと述べた。

今之を更に仔細にしらべると、

前の起訴状には「上略……山田は荷主北村及び買主安田に対し、正式に処分されれば価額三倍の罰金をとられ品物は没収され税務署からは脱税で処分される、何とか揉消運動せねばならぬと申向けて同人等を畏怖せしめ」と記載し恐喝の手段として害悪の到来を告知し畏怖させたことになつているが、

後の起訴状によれば之と符合せず「検挙取調されることを暗示して同人等を畏怖せしめた」とあり、

前の起訴状には「上略……同年十月五、六日頃佐野市金吹町二、三八六番地安田又三方において被告人の仲介により買受契約をなした安田方に運搬して来た前記北村所有の二十番単糸チーズ巻綿糸四俵を云々」と叙べ、其売買が正式に結ばれていたものとしているのに、

後の起訴状には全くこれと異り「第六、被告人青木由三郎、同若林公二、訴外山田長松の三名は共謀の上前同様綿糸の闇取引を仮装してこれを取押へその揉消運動云々」と叙べて、はじめより売買が仮装であるが如く主張している。

以下前の起訴状の二、三記載の事実と之に相応する後の起訴状の第七、第八の記載事実との間にもくいちがいがある。

(二) そこで上告人は第二審裁判所においてこれより生ずる被告人の不利益について種々陳弁したが未だ意を尽さぬものがあり此点につき更に上告理由の一として陳述したいと思う。

元来共犯の起訴は事実同一なるが当然であつて、本件の場合起訴状一の事実につき被告人山田、同若林、同青木に対する公訴事実が同一でなければならないし、且亦其関係事実、犯罪の経過等の形態が同一でなければならない。矛盾があつてはならないのである。

例えば、前述恐喝の手段として害悪の到来を誇張し明示したということと然らざる場合、又喝取したりとする物件が正しく売買されたものであつたことと、はじめから仮装売買であつたか其当事者の如何等の差異は犯罪の成立、不成立には関しないまでも其情状において著しい差異を生ずることとなる。

(三) 従つて本件の場合此くいちがいある二つの起訴状の併存することは起訴手続においても違法であり、これを併存して審理を進めることも訴訟手続に瑕疵があるといわねばならない。

原審において此点被告人側がこれに異議をいわなかつたのでその瑕疵が治癒されたものの如く判示されたけれども、此点については上告人はかかる明白なるくいちがいは裁判所も其措置を怠らずこれを是正すべきであり被告人側の異議

の有無に関せぬものであると信ずる。

(四) これを其結果につき考うるに被告人山田は前の起訴状記載の通りの事実関係につき防禦方法を尽していたのに判決は全面的に後の起訴状記載の文言をとつて以て判決理由に摘示されているので(実際上前の起訴状は別綴となつていた、被告人は、手許に送達されていない公訴事実の情状の重くかかれてある起訴状によつて判断を受けたことになつたのである。このことは起訴状の文言と判決理由の文言とを照合すれば全部合致しているので直ちに諒解出来ることである。

従つて送達を受けた前の起訴状によつて防禦方法を講じていた被告人が明かに不利益を受けたものであること勿論である。

右は刑事訴訟法第四百十一条第一号に該当するものと信ずる。

第二点

本件につき被告人の犯罪当時の情状と事後の情状とを見るに実に憫量すべき点が十分あるのである。

第一審の判決文中第六掲記の事実は明かに警察官におもねる程度の行為であり相被告人二人に利用されたものであり、被告人は被害者と示談のため他人の分までも弁償しており実害を及ぼしていない。同第七掲記の事実については相被告人若林から地縞一匹半を届けられたが手をふれず放置してあり而もより以上の被害弁償を果している。同第八掲記の事実については訴外高瀬の詐欺手段にあやつられたもので、高瀬や尾崎百合子の意の儘に行動し金二十万円で売買する等ということは被告人が関知しない。これは実害は生じていない。此場合、被告人は金十万円を右高瀬や尾崎に詐取される危険にさらされた事実も記録に明になつているのである。

本件共犯者尾崎百合子は第一審で又併合審理せられた横塚安十郎は第二審で共に執行猶予の判決を受けている。

被告人山田は当時より改悛の情最も著しく而も他人の信頼もあつく懸命に働き生活も裕であり他の信用を失つた被告人

と異るものありむしろ情状に於て優先的に執行猶予の御恩典を附せらるべきであつた。

歎願書、示談書全部も提出されていることでもあり結局に於て執行猶予の御恩典に浴したいと願うものであります。

以上情状重い者に執行猶予の判決あり、之に比し情状軽いものにその恩典を与えない不合理を排し刑事訴訟法第四百十一条第二号に該当するものとし正義公平の原則に合致するよう原判決を破棄せられんことを希うものであります。

【井上正七の分】

第一点

原審判決は刑の量定が甚だしく不当であり他との均衡を失し之を破棄しなければ著しく正義に反する場合に該る。

(一) 本件につき第一審において尾崎百合子が第一審判決第八、第九、第十に掲記せる犯行を敢てしたものであるが、刑の執行を猶予せられ、第二審に於て被告人横塚安十郎が第一審判決第一、第二、第三、第四に掲記せられた犯罪につき重要な役割を担当し最も悪質と認められていたに拘らず之亦刑の執行猶予の言渡があつたものである。

(二) 被告人井上は偶々青木警部補輩下であつた時代に半命令的に指示され簡単な幇助行為をしただけであり（これを法律的に共同正犯と考えられるとしても）自己の受けたものは被害者（小久保イチ、石川政清）に対し悉く弁償している。

控訴審において尾崎弁護人提出にかかる控訴趣意書中、量刑不当なりとの理由の下に陳弁の如く多岐に亘つて憫量すべき情状があるのである。

被告人は性温良、模範的警官として将来を嘱望せられた有為の人材であつたことは第一審検察官論告中にもあつた位であり、人間性の弱点と偶然性の悪戯に因つて出来た傷ましい事犯であり前記の尾崎や横塚に比しむしろ先に執行猶予の言渡あつて然るべき事実関係である。

(三) 警察職員であるからというので厳罰に処するということは一応の理由はあるけれども、情状の軽いものを重く罰することは正義観念に合致しない。

正に破棄せらるべきであると信じます。

以上

昭和二六年(あ)第四九七七号

被告人　若林公二

弁護人高沢正治の上告趣意

第一点　原判決は大審院の判例（明治三十五年四月二十一日大審院判決録八輯四巻一四三頁）に違反する判断をなしているから破棄されなければならない。

原判決は原審弁護人小沼荒次の第一審判決が事実を誤認している旨の主張を排斥して、更に「記録を精査するも、原判決には判決に影響を及すことの明らかな事実の誤認はない」と判断している。然し果して第一審判決には判決に影響のある事実誤認はないと言い得るであらうか。

前掲大審院判決によれば「恐喝取財が既遂アリトスルニハ財物ヲ喝取スル目的ヲ以テ人ヲ恐喝シタル事実ト被恐喝者ガ畏怖ノ念ヲ生シ財物ヲ交付シタル事実アルコトヲ必要トスル」即ち被恐喝者の畏怖の念と財物交付行為との間には緊密な因果関係がなければならず、被恐喝者が畏怖の念に因らず進んで財物を交付した場合には恐喝既遂罪は成立せず、単にこれを未遂罪として処罰すべきなのである。

然るに、

(イ)　第一審判決第五事実につき、右判決挙示の証拠と彼比照合してみると、石川政清の第一審公判廷における証言中、記録第一九四丁に、

問　すると恐怖心と云うのはなかつたか、

答　左様です。

問　二千円は証人の妻から渡したか、

答　左様です。

問　その金の趣旨は、

答　所謂附け届けです。

と云う部分があり、被害者石川政清は青木警部補に面接した際、押えられた品物が統制外である旨のことを言はれてすつかり安心し、その結果内妻久保とき子を通して種々便宜な取り扱いを受けた謝礼として金二千円青木警部補の許に持参、支払はしめたものであることが明瞭である。

即ち被害者石川政清は一旦は品物の取り抑えの為、自己が検挙処罰されるやも知れぬと云う心配の為確かに畏怖の念を持つたと云い得るのであるが、其の後亀山行一を通して青木警部補に会い、検挙はしない品物は返す旨のことを言はれてすつかり安堵し、隠便な取り計らいを受けた謝礼の趣旨で金二千円を青木に提供したもので決して畏怖の念に基き右金員を青木に交付したものではない。

此の事は第一審挙示証拠全体を通して認められる事件の経過であり、金員の現実の交付者である久保とき子の検察官三浦茂に対する供述調書（第一回）二項（三三九丁）にもはつきりと青木に対し「御礼として金を差上げた事がありますから正直に申し上げます」と記載しあり、三項四項（三三九丁）には「亀山さんが青木さんの処え品物を渡すと云う書面をもらいに行くと云う事でした」「そんなわけで手ブラで行く事も出来まいと云い、煙草銭として亀山に渡したものであります」として前記述事件の経過に吻合する記載がある。此の場合、久保とき子には石川の内妻であるから、石川、青木、亀山三者の間に話し合いのついた事を知らぬ筈はなく、して見ると本件二千円の金員は全く久保とき子の任意の意見を以つて亀山を通して青木に渡されたものであり、原審記録添付いづれの証拠によるも右久保の交付行為が任意になされたものであることを否定する趣旨の証拠はない。結局本件二千円の金員交付行為は被害者側の畏怖に基くも

のでなく、寧ろ安心した結果出されたものであるから、本件について恐喝未遂罪乃至詐欺罪が認め得るとしても恐喝既遂を以つて本件を論ずる可き余地は全くないと云はなければならない。して見れば右を恐喝既遂罪を以つて処断した第一審判決は明らかに事実を誤認したものである。

(ロ)　第一審判決第六事実についてみれば、安田又五、北村安治の第一審公廷における証言内容によつてみても、此の場合山田長松、若林公二等は品物を取り押えられた前記両名の相談役の立場にあつて（形式的には）何とか事件の揉消のために運動してみようと云うことになつたもので、そのためには先づ金を作らなければならぬが、其の金が取り敢えず調達不能であるから押えこれに品物の一部を動かして金を作らうと云う相談が右四名の間に成立したことが認められる。而して北村安治が綿糸十二括を山田等に渡したのは右相談を実行するため、山田等に販売を委託する趣旨であつて、決して恐喝による畏怖の結果でないことが明瞭である。他に原審記録添付の証拠中、右趣旨の事実を覆えすに足る証拠がないにかゝわらず、第一審判決がこれを恐喝既遂罪（山田、若林等に綿糸が渡されたときに）として処断したのは前同様、事実の誤認である。

(ハ)　第一審判決第七事実についてみれば、

青木由三郎に対する供述調書（八七八丁）に、

山田宅で青木が酒肴のもてなしを受けた時、既に青木は大月に対し、

「後、こんなことをしては駄目だ、気を付けろ」と説諭して事件を勘弁し、検挙処罰に出でない旨を明らかにした旨記載しあり。

大月并の供述調書（四一一丁）には、

山田宅での酒宴の始め頃、青木主任は、

「書類を破いて了つたとか揉んでしまつたとか」申して居つたとあるから、既に山田宅での酒宴のときに大月達に対する統制令違反を摘発しないことを青木が明瞭にして大月達を安心させていることは明らかである。

右の趣旨は若林公二の供述調書（八二五丁）によつてみても青木さんは直ぐに、

「もうこんな間違は二度としない様に気を付けなくちや駄目だ」とあるによつて窺い得るところで、結局右若林公二の供述調書によると大月達は、其の晩大いに感謝してその晩の内に青木宅を訪ねて感謝の意を表したいとのことであつたが、酒に酔つては失礼だからと云うのでその翌日大月と若林同道、地縞一疋半、蒲団生地四疋を持つて奥さんの病気見舞にと云う口実で　これを青木宅を訪れたものでその趣意とすることは、事件を隠便に計つてもらつたことに対する謝意を表するためで、決して青木から検挙処罰を受けるとの畏怖心に基くものでないことが合理的に推断される。畢竟証拠上認められる（他に此の認定をくつがえす証拠はない）右の事実を無視して恐喝既遂罪を以つて本事案を処断した第一審判決は前記(イ)、(ロ)記載と同様、重大な事実の誤認を犯したものである。

以上要するに右の論点を看過して第一審判決には判決に影響を及ぼす可き事実の誤認がないと判断した原判決は判例に違反し不当のものである。既遂罪と未遂罪の認定の相違は刑の量定にも影響があるから判決に影響を及ぼさぬものとは云い得ない。

第二点　原審訴訟記録特に若林公二の供述を通観して感ずることは若林は誠に正直者である。警察官の歓心を買うと云うことに動機として誠に不当なことであるが、田舎においての警察官の社会的地位を考慮するときは、かゝる動機の下に被告人が動いたと云うことも強ち非難し切れるものではない。寧ろ非難さる可きはかゝる民間人の心理を利用した現職の警官であり、被告人の如きその心情を察して不起訴としても良かつた事案である。特に被告人には前科なく、年令も今正にこれから落着いた生活に入らうとする時期である。現に被告人は品川の鉄工場に勤務して汗みどろになつて真面目な生活

に努力しているのである。本件における被告人の罪は大であるとしても、被告人に再犯のおそれは全然考えられぬ。素と本件は被告人の一寸した軽挙に出でたもので本人は現在十分改悛、自重しているものであることを認めて頂き、何卒被告人を刑務所に入れず、此の儘真面目な社会生活を営まして頂きたいと弁護人は念願する。

「犯罪人は出来る丈刑務所に入れるな」と云う言葉がある。今日の刑務所の実情を見るとき弁護人にもその感が深い。

原審が被告人に懲役一年二月の実刑を科し、執行猶予の処置に出でざる第一審判決を維持したのは右の意味で著しく正義に反するものと思料する。何者被告人を堅実な社会人に立ち返らせることこそ、法律の追及し、裁判の追及する正義でなければならず、此の際被告人を刑務所に入れて悪化させぬことこそ、右の正義の要求に合致する所以だからである。

原判決は此の意味で破棄されなければ著しく正義に反するものである、

以上

昭和二六年(あ)第四九七七号

被告人　青　木　由　三　郎

弁護人若林清の上告趣意

第一点

本件記録によれば、足利簡易裁判所裁判官戸恒庫三が昭和二十四年十一月二十日に被告人の逮捕状を、又同月二十二日に勾留状を発し、その後同年十二月五日に本件の被害者である小久保イチを同月十日同じく佐藤藤吉を夫々証人として尋問し、翌十一日宇都宮地方裁判所足利支部に被告人青木が起訴されるや同裁判官は右の起訴を受理し、更に翌十二日再び勾留状を発し、次で翌十三日保釈決定を為し、その後同裁判官は公判を審理し、然かも前示証人尋問調書を第一審判決に証拠として採用していることが分る。

既に逮捕状を発し、起訴前の勾留に関する処分に関与し、且つ、起訴後第一回公判期日までに保釈請求却下の決定をした。(若は保釈決定をした)裁判官が第一審の審理判決を為しても憲法第三七条第一項の公平な裁判所の裁判ではないとはいえないとする貴裁判所の判例があるので、今暫くこの点を措くも、前述本件の如く起訴前の犯罪捜査段階に於て検察官の申請により刑訴法第二二六条及び同第二二七条に基き証人尋問をした裁判官が裁判所として、当該事件の公判を審理判決することは明かに憲法第三七条第一項に違反した裁判所の裁判であるといわざるを得ない。

凡そ、刑訴法第二二六条又は同第二二七条による証人尋問を求めるには、先づ刑訴規則第一六〇条により罪名、犯罪事実の要旨、証明すべき事実、尋問事項又は証人が証言すべき事項、その他の事項を記載した請求書を検察官が裁判官に提出しなければならず、右の請求が夫々該当条文の要件を具備し、且刑訴規則第一六一条又は刑訴法第二二七条二項による疏明があれば、裁判官は刑訴法第二二八条第一項により証人尋問の義務を負うこととなるのである。

一

既に証人尋問を義務づけられた裁判官は前掲請求書記載事項を了知して証人を尋問するのである。斯くして裁判官は証人尋問を為すことにより犯罪事実の要旨、証明すべき事実、証人が後日公判廷に於て証言すべき事実等凡て被疑事実の全貌核心に触れる機会に臨んだこととなるわけである。

次に刑訴法第二二六条又は第二二七条の証人尋問には被告人、被疑者又は弁護人は原則として立会権を有しない。裁判官が捜査に支障を生ずる虞がないと認めるときに限り立会権が認められているにすぎない。（刑訴法第二二八条第二項、刑訴規則第一六二条）之に反し、検察官は常に立会の機会を得るものである。（刑訴法第二二八条第一項、同第一五七条）

第三に刑訴法第二二六条、又は第二二七条に基く証人尋問調書等は速やかに検察官に送付され（刑訴規則第一六三条）弁護人はこれらのものが裁判所の記録とならないうちは閲覧謄写できない（刑訴法第四〇条）

第四にかくして録取された供述は、刑訴法第三二一条第一項第一号において証拠能力を認められる場合がある。

右の犯罪捜査段階に於ける証人尋問を被告人、被疑者又は弁護人よりする証拠保全の段階に於ける証人尋問と対比するに後者の場合にあつては、あらかじめ証拠を保全しておかなければその証拠を使用することが困難な事情があるときに限られるに反し、前者は検察官が将来訴訟に於て利用しようとする供述が滅失する虞があると否とにかかはらないことに於て捜査的色彩を帯びていることが先づ看取される。次に証拠保全の証人尋問にあつては、検察官、被告人、被疑者又は弁護人は全く対等の立会権を有する。（刑訴法第一七九条二項、同一五七条）に反し、捜査段階に於ける裁判官の証人尋問には前述の如く検察官は常に立会権を有するが、被告人等は原則として立会権を有しない。又証拠保全に於ける証人尋問調書の閲覧謄写権についても刑訴法第一八〇条に於ける検察官、弁護人若は被告人等の権利は同一若は略々同等であるに反し、捜査段階に於ける証人尋問調書については前述の如く検察官のみに有利である。

かくの如く捜査段階に於ける裁判官による証人尋問は法規上も著しく捜査的色彩を帯びているものであるから、たとえ

それが検察官の捜査上の強制権を抑制する性質のものであるにせよ、司法制度上法規の体系上、かかる証人尋問を為した裁判官はこの点に於て旧刑事訴訟法に於ける予審判事に類する立場にあるものといえる。而かも証人尋問に当つては、前述の如く検察官の請求書により、犯罪事実の要旨、証明すべき事実、証人が証言すべき事実等凡て被疑事件の全貌核心を検察官より提示され、それを了知して証人を尋問し事件の全貌核心を捉える立場に置かされているのである。

果して然からば斯くの如き証人尋問を為した裁判官が当該被疑事件の公判を審理するが如きは、ただに刑訴法第二五六条末項の所謂起訴状一本主義、或は同法一七九条が証拠保全についても第一回公判期日までは受訴裁判所でなく、他の裁判官がなすべきものとし、或は又同法二九六条が公判廷における証拠調のはじめに検察官は裁判所に事件について偏見又は予断を生ぜしむる虞のある事項を述べてはならないとしていること。その他刑訴法の公判中心主義、直接審理主義の諸規定精神に反するのみならず、延いては憲法第三七条第一項に違反する結果となることは明かである。

或は云はん。かくの如き場合に於ても当該裁判官は刑訴法第二十条によれば、職務の執行より除斥されること無しと。然し乍らたとえ同法第二十条に直接かかる場合を除斥原因とする明文が無いにせよ右の如き場合は同条第七号前段中「又はこれらの裁判の基礎となつた取調に関与したとき」の意義を類推して解釈し、当該裁判官は将に除斥の原因あるものとしかくの如き裁判官が審理判決を為したときは同法違反たるは勿論、結局偏頗や不公平のおそれのある組織と構成をもつ裁判所による裁判と解すべきである。

本件は冒頭に述べた如く、将に右に該当する事案である。従つて右の第一審の瑕疵を看過した原判決は憲法違反の点に於て破棄を免ぬかれないか、若は判決に影響を及ぼすべき法令の違反があるものとして破棄せらるべきものである。

第二点

原審は第一審の判示第七の事実は収賄罪を構成し、恐喝罪を構成するものでないとする被告人青木の控訴趣旨に対し、

第一審は事実誤認の点なしと為し、且相被告人山田長松の右と同一事実に対する同旨の控訴趣旨に対し「司法巡査鈴木七郎において被告人等に原判示恐喝の目的があることを知らなかつたとするも、これは単に被告人等に於て右巡査が偶々相被告人青木由三郎の下僚たる関係にあるを利用して同人と被告人等の右恐喝の手段に供したにすぎないのであつて、右巡査がその情を知らなかつたからといつて、これがため被告人等の恐喝の所為の成立に何等影響を及ぼすべき限りではない」と判断した。

被告人青木及相被告人山田に対する第一審判示第七の事実は両被告共謀の上為したものであるとせられているので、相被告人山田の控訴趣旨に対する判断に対し、被告人青木として之を上告理由の対象とすることは妨げないと信ずるので、（この点に対する被告青木の控訴趣旨、被告人山田の控訴趣旨は何れも収賄罪を構成すべきであつて、事案は恐喝罪に該当せざるものであるとする主張に於て、同趣旨であるから尚更のことである）上掲相被告人山田の控訴趣旨に対する原審の判断も対象として考察するに、一件記録によれば、司法巡査鈴木七郎は被告人等の意図するところを知らずして闇取引の現場を取押え、いい金儲をしているではないかと言い取引者の住所氏名を聞き訊す行為に出でたことが窺い知られるのであるが、本件は情を知らざる鈴木巡査を利用して被告人の恐喝の手段に供したにすぎないから、恐喝罪を構成するを妨げないとする理論は恐喝と害悪の実現関係とに充分な考慮を払はない点に於て未だ必ずしも正鵠を得たものとは言いえない。

恐喝罪に於ける害悪を通告して相手方を威嚇する行為は必ず本人自ら為すことを要せず、第三者をして為さしむることを妨げない。従つて場合によつては第三者は本人の意図するところ知らずして行為を為した場合でも、その結果として本人から見れば将に自ら害悪を通告したに等しいこととなることもあるであろう。即ちこの場合本人から見れば第三者を恐喝の手段に利用した関係が成立するであろう。然し乍ら之を恐喝罪の構成要件である恐喝行為があつたか否かという観点

からしてことを考えると、害悪を通告して相手方を威嚇したという法律責任が結局本人に帰せしめられるには、害悪の実現は本人によつて為されるものであることを相手方が、その第三者の行為から知りうるか、若はそう信ずるに足る一般的事情があつてこそ、或は又害悪の実現はその第三者によつて実現されるのであるが、それは結局本人の行為によつて影響されて為されるものであることを相手方が知りうるか若はそう信ずるに足る一般的事情があつてこそ、始めて本人は自ら或は第三者を利して相手方を恐喝したこととなり、因つて以つて財物を本人に交付せしめた時に刑法第二百四十九条第一項の恐喝罪を構成するものである。この点に関し、大審院判例は夙に同趣旨の見解を示している。（昭和五年(れ)第七八五号、同年七月十日第五刑事部、大刑判例集第九巻四九七頁）

原審は偶々鈴木巡査が被告人青木の下僚であつたことと、同人を手段に使つたこととに捉はれ、鈴木巡査が自分は被告人青木の指揮に従い被害者を検挙するものである旨、或は共犯者山田、若林等が被告人青木自ら若は鈴木巡査をして被害者を検挙する惧ある旨を被害者に了知せしめたか、又は被害者がかかる事情を財物交付当時察知していたか否かを充分審理判断せずして、被告人青木は鈴木巡査を恐喝の手段に利したに過ぎず、従つてその所為は恐喝罪を構成するものであると判示したのは結局判例違反のそしりを免れない。

以上

昭和二七年(あ)第五七〇号

判　決

本　籍　長崎市勝山町三八番地
住　居　福岡市馬出浜松町　鉄道公舎七の一
運輸事務官　大　野　滋　雄　明治三八年四月一日生

右公文書偽造被告事件について昭和二六年一二月一七日福岡高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人鶴田常道の上告趣意（後記）は、判例違反を主張するけれども所論の判例はいずれも本件に適切でないから上告適法の理由にならない。（いやしくも真正の文書として使用する目的で偽造せられた以上始めから情を知つた者に交付する場合でも行使の目的で文書を偽造したものに該当することについては大正二年(れ)第五二〇号同年四月二九日大審院第一刑事部判決参照）。また記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二八年七月三一日判決　昭和二七年(あ)第五七〇号

一

昭和二八年七月三一日判決　昭和二七年(あ)第五七〇号

昭和二八年七月三一日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

二

昭和二七年(あ)第五七〇号

被告人　大野滋雄

弁護人鶴田常道の上告趣意

第一点　被告人の弁護人は控訴趣意書第二点において、

「昭和二十五年九月二十五日附起訴状によれば、被告人大野は、同人が本件廃車証明書を水田清に交付した行為が偽造公文書行使罪を構成するものとして起訴されている。従つて検察官が右起訴状公訴事実第一に於いて、被告人等が行使の目的を以て廃車証明書を偽造したものであると摘示する行使の目的とは、該証明書を水田清に交付する目的の意と解する外ない。然るに原審第二回公判に於ける証人水田清の供述によれば、同人は被告人大野から本件廃車証明書を受領する際それが偽造のものであることを知つていたことが認められ、この点は検察官もその論旨において肯認しているところである。従つて被告人大野が本件廃車証明書を水田清に交付した行為は偽造公文書行使罪を構成しないものであることは明白である。又原判決がその援用の証拠により被告人大野が本件廃車証明書を水田清に交付した事実が認められるにも拘らず犯罪の証明十分でないとして偽造公文書行使の点につき無罪と認めていることは原審に於いても右事実が偽造公文書の行使に該るものでないとの法律的判断を示されたものと解すべきである。」

と主張し、然るが故に、

(一)　起訴事実中犯罪構成要件の一たる「行使の目的」は具体的に明示されていないことに帰するので、本件公訴は刑事訴訟法第二五六条第三項に違反して無效である。

(二)　仮りに然らずとするも公訴事実に謂う行使の目的が如何なる事実を指称するかを明確にせられていないにも拘らず、被告人等が行使の目的を以て廃車証明書を偽造したとの事実を認定した原判決には審判の請求をうけない事実に

一

ついて判決をした違法がある。

㈢　更らに、訴因のうち犯罪の成否に関する部分が不明確であるから、被告人をして充分に防禦権を行使せしむるため第一審裁判所は刑事訴訟法第三一二条第二項に則り訴因の追加又は変更を命じて訴因を明確ならしむべきであつたのに事茲に出でなかつたのは審理不尽の違法があり、被告人の防禦権は実質的に制限されているので第一審判決は破棄せらるべきであると述べた。

これに対し原判決は、「然し苟も行使の目的を以て文書を偽造すればその行使の行為は偽造の当初において特定した事実たることを要せずまた使途の如何も問はないのみならず初めから情を知つた者にこれを交付する場合においても行使の目的で文書を偽造したものである。」として前記控訴の趣意を理由なしと判断している。

判文極めて簡単であるが前記控訴の趣意のすべてにつき判断を示されたものとすれば、判文は、「偽造した文書を行使する目的を以て文書を偽造すれば、その行使の行為は偽造の当初において具体的に特定していなくても行使の目的があつたと言えるしまた行使の態様は様々であるから、文書偽造罪の構成要件たる行使の目的は、起訴状に具体的に特定して記載する必要はない。しかのみならず初めから情を知つた者にこれを交付する目的で文書を偽造した場合でも行使の目的を以て文書を偽造したものとして文書偽造罪は成立するのであるから、第一審に於いて被告人の防禦権が実質的に制限されたとは云えない」、と判示されているものと解するの外ない。果して然りとすれば原審の右判断は従来の大審院判例の判断に違反するものである。

偽造文書の行使とは、その文書が真正に成立したものとして、或は真正に成立したものの如く装つて、他人に呈示し、交付し或は閲覧に供する等の行為を謂うものであることは左記判例の明らかに説示するところである。

一、昭和十八年(れ)第六五八号昭和十八年九月一四日大審院第三刑事部判決

二、昭和七年(れ)第四五一号昭和七年六月八日大審院第三刑事部判決大審院判例集十一巻七七三頁

三、大正六年四月一二日大審院判決、大審院判決抄録七〇巻九二二三頁

従つて、初めから事情を知つている者に偽造文書を交付することは偽造文書の行使ではない。

故に、初めから情を知つた者にこれを交付する目的で文書を偽造した場合は、行使の目的を以て文書を偽造したことにはならないというのが右諸判例の判断である。

よつて、原判決の判断は前記大審院の判例の判断に違反しており破棄を免れないと思料する。

第二点　被告人並に弁護人は第一審以来、従来の大審院判例の判断に従い、情を知つた者に対する偽造文書の交付は偽造文書行使罪を構成しないものであること、従つて又情を知つている者に交付する目的で文書を偽造したとしても文書偽造罪は成立しないものと信じてその防禦権を行使して来たのに、第一審並に原審判決は第一点記述の通り従来の大審院判例の判断に違反して刑法第一五五条の解釈適用を誤り被告人に対し有罪判決の言渡をしている。

而して右の違法は犯罪の成否に関するものであつて、原判決は誤つて被告人に対し有罪判決の言渡をしたものであると解されるので、原判決を破棄せられなければ、著しく正義に反するものと思料する。

以上

昭和二七年(あ)第二一六八号

判　決

本　籍　岸和田市宮本町一五一番地
住　居　名古屋市中区老松町一丁目九番地
織物業　村井幸重
明治四四年三月二五日生

本　籍　甲府市塩部町九五番地
住　居　名古屋市中村区大船町三丁目一番地
旅館業　横内信重
明治四四年一二月一五日生

本　籍　名古屋市港区千鳥町三丁目二番地
住　居　愛知県愛知郡猪高村大字上社字後田一四四番地
工員　水野一美
大正七年八月一四日生

本　籍　愛知県愛知郡長久手村大字長久手字下作田三一番地

昭和二八年七月三一日判決　昭和二七年(あ)第二一六八号

一

昭和二八年七月三一日判決　昭和二七年(あ)第二一六八号

住居　名古屋市熱田区尾頭町七番地　岡田宮次郎方

会社員　吉田稔　大正六年九月一日生

二

右の者等に対する麻薬取締法違反各被告事件について、昭和二七年三月一一日名古屋高等裁判所の言渡した判決に対し、各被告人から上告の申立があつたので、当裁判所は次のとおり判決する。

主文

本件各上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人水野一美の負担とする。

理由

被告人村井幸重の弁護人竹下伝吉の上告趣意第一点について。

下級審の無罪又は有罪判決に対し、検察官が上訴を為し、有罪又はより重い刑の判決を求めることが憲法第三九条に違反しないことは、当裁判所大法廷の判例とするところであつて（昭和二四年新(れ)第二二号同二五年九月二七日大法廷判決、判例集四巻九号一八〇五頁）、論旨は採用できない。

同第二点について。

所論は、量刑不当の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

被告人横田信重、同水野一美及び同徳田敬二郎の上告趣意一、について。

所論は、判例違反を主張するけれども、原審で控訴趣意として主張判断のなかつた第一審判決の訴訟法違反を主張するものであつて、適法な上告理由といえないばかりでなく、差戻後の第一審第一回公判調書によると、被告人及び弁護人等は、同公判で所論上申書を証拠とすることに同意したものと認められるので、所論判例違反の主張は、既に、その前提において失当である。

同二、について。

所論は、判例違反をいうけれども、原審で控訴趣意として主張判断のなかつた事項に関し、本件で毫も認定されていない事実を前提とする主張であるから、採用することができない。

被告人横内信重、同水野一美及び同吉田稔の弁護人河野泰三の上告趣意第一点について。

所論は、憲法違反をいうけれども、被告人等の検察官に対する各供述が検察官の強制に基ずく自白であると認むべき証拠はなく、却つて、差戻後の第一審第一回公判調書によると、被告人及び弁護人等は、同公判で所論各供述調書を証拠とすることに同意したことが認められるので、所論違憲の主張はその前提たる事実を欠くものとして、採用することができない。

その余の論旨は、事実誤認の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

同第二点について。

しかし、憲法第三七条第二項は、裁判所に被告人の申請する総べての証人を取調べる義務を負わしめたものではなく、裁判所がその必要を認めて尋問を許した証人についての規定であることは、既に当裁判所大法廷の判例の趣旨とするところであるから（昭和二三年(れ)第八八号同二三年六月二三日大法廷判決、判例集二巻七号七三四頁）、所論憲法第三七条第二項違反の主張は理由がない。そして記録によれば、差戻前の第一審公判においても、裁判所が、さきに検察官の申請により採用の決定をした所論証人倉橋一の尋問を取消し、これが申請を却下した際、被告人及び弁護人等は、これに対し何等異議を述べていないばかりでなく、差戻後の第一審公判においては、右倉橋一の上申書を証拠とすることに同意したことが認められ

るから、差戻後の第一審判決がこの上申書を証拠としたことに何の違法もない。

同第三点について。

しかし、憲法第三七条第一項にいわゆる「公平な裁判所の裁判」とは組織と構成において偏頗の惧れなき裁判所の裁判という意味であり（昭和二二年(れ)第一七一号同二三年五月五日大法廷判決、判例集二巻五号四四七頁）、又、仮りに裁判が迅速を欠いたとしても、それは判決に影響を及ぼさないものとして、原判決破棄の理由とならないものである（昭和二三年(れ)第一〇七一号同年一二月二二日大法廷判決、判例集二巻一四号一八五三頁）ことは、いずれも、当裁判所大法廷の判例に示されているとおりであるから、論旨は採ることができない。

被告人水野一美の弁護人大橋弘利の上告趣意について。

所論は、量刑非難を出でないものであつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

なお、記録を調べても、本件につき、同四一一条を適用すべき事由ありとは認められない。

よつて、同四〇八条一八一条に則り、裁判官全員一致の意見で主文のように判決する。

昭和二八年七月三一日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

昭和二七年(あ)第二一六八号

被告人　村井幸重

弁護人竹下傳吉の上告趣意

第一点

原判決は左の理由により憲法違反又は憲法の解釋に誤があるから破棄さるべきである。原判決は檢察官が第一審判決に對して控訴した量刑不当の主張を容認し、被告人に對し第一審判決より重い刑を云渡した。

しかし、憲法第三十九条後段は何人も「同一の犯罪について重ねて刑事上の責任を問われない」と規定している。右規定は從來の大陸法系の一事不再理の原則を保障したものと解せられないではないが、憲法は英米法思想の影響を受けその基本理念の下に多くの英米法系の制度を採用しているのであつて、憲法の刑事関係諸規定、刑事訴訟法の被告人の地位の安定保護の諸制度の拡充並びに同条の英譯の諸点から考えて右条項は英米法に所謂二重の危險の原則を採用したものと解するのが正当である。

果して然らば、一度判決があつた以上その確定をまつまでもなく、檢察官が更に重き刑を要求し、控訴審これを容れて重き刑を云渡すことは憲法第三十九条に違反するものであつて、原判決はこの点において破棄さるべきである。

第二点

原判決は刑の量定が甚だしく不当であり、これを破棄しなければ著しく正義に反する。

記録に徴するば、被告人は麻薬中毒患者でないことは勿論未だかつて麻薬賣買に関係したことがなく、麻薬について特別の智識經驗のない者である。

本件麻薬を所持するに至つたのも利慾心から自らこれを求めたものではなくして、友人が被告人から金錢を貸借する際

担保として提供したので、友誼上これを預かつたという受動的行爲に基くもので、全く偶發的なものである。

加之、本件藥麻は麻藥中毒患者等に使用されることなく、全部回收されており、實害は全然生じなかつたものであり、又被告人は厘毛の利益を受けて居らない。

その他被告人の引揚者、罹災者としての境遇、前科とてなく再犯の虞もない善良な市民としての性格等の諸事情を斟酌すれば、被告人は懲役刑に處せられるとするもその差戻後第一審判決の如く六ヶ月を相当とし、且つその刑の執行は猶豫されて然るべきである。

しかるに原判決は麻藥取締法違反の一般的抽象的危險性を强調する檢察官の控訴理由に惑わされて、本件の前叙の如き特異性を看過し、被告人に懲役一年の重刑を科し、剩えその刑の執行猶豫を認めないのは、その量刑甚だしく不當であり、著しく正義に反する。よつて原判決は破棄せらるべきものと信ずる。

以上

昭和二七年(あ)第二一六八号

被告人　横内信重
同　同　吉田稔
同　同　水野一美

弁護人河村泰三、同德田敬二郎の上告趣意

本件記錄に徵すれば右被告人等は法定の除外事由なくして麻藥を所持したとして起訴せられ、名古屋地方裁判所に於て昭和二十五年十一月九日有罪の判決を受け控訴し、昭和二十六年四月二十五日名古屋高等裁判所に於て右判決は破毀差戻となり昭和二十六年十月二十七日名古屋地方裁判所に於て更に有罪の判決を受けて控訴し、昭和二十七年三月十一日名古屋高等裁判所に於て控訴棄却の判決を受けたものであるが、右判決は刑事訴訟法第三二一条の解釋を誤り從來の高等裁判所の判例に相反する違法がある。

一、再度の一審判決は証拠として倉橋一の上申書を擧示して居るが右上申書は本件昭和二十五年十月二十六日の公判廷に於て立会檢察官より提出せられ特に被告人吉田の犯意認定に必要欠くべからざる旨主張せられ、裁判官は弁護人の反對に不拘刑事訴訟法第三百二十一条第一項第三号に依り之れを証拠として採用する旨決定した。之より先右事件の公判廷に於て檢察官は右書証を提出せんとし弁護人が之に異議を述べた爲め之れを撤回し証人として倉橋一の喚問を求め裁判所は右証人申請を許可したところ、倉田一は原住所を引拂い鄕里愛知県寶飯郡御津町字金則倉橋貞保方に移つた旨（記錄八二丁）の報告書が提出せられているのにすぎず、從つて刑事訴訟法第三百二十一条第一項第三号に所謂「所在不明」に該當するものではないにも拘らず同裁判所は前記決定を爲したものであるが、右は刑事訴訟法第三二一条に違反し、之に關する廣島高等裁判所岡山支部昭和二五年(う)第四三六号、福岡高等裁判所昭和二六年(う)第二七〇六号の判例に相反する決定で、差

戻後の本件公判調書によるも弁護人は右書証を証拠とする事に同意した記載がない。原裁判所は之を看過した違法があり破毀を免れないと信ずる。

二、本件記錄に依れば被告人等三名は相被告人村井幸重と共に阿片散約一八〇瓦外八種の麻藥類の不法所持罪として初め昭和二十五年十一月九日名古屋地方裁判所に於て有罪の判決を受けた際右阿片散外八種の麻藥類沒收の言渡を受けたものであるが、昭和二十六年四月二十五日名古屋高等裁判所は前記名古屋地方裁判所の判決はその擧示の幸節一男の被害屆書に依り右麻藥類が昭和二十四年十二月十八日午後八時頃から翌十九日午前七時頃迄の間に右幸節病院で盗難にかゝつたものであることが認められるけれど、右麻藥類が相被告人村井幸重の手に適法に入つた経過が不明で之れを村中以外のものに屬さないと認めるには審理不盡であり夫れが刑に影響するとして破棄差戻をした。更に名古屋地方裁判所が本件につき昭和二十六年十月二十七日に言渡した判決中相被告人村井幸重に對する檢察官の控訴趣旨書にも本件の麻藥類が前記の様に幸節病院の盗難品である事が指摘主張されて居る。而して前記昭和二十六年十月二十七日言渡の被告人等に對する判決の証拠として更に特に幸節一男の盗難屆書が擧示されて居り右事實と同様証拠として示されている。差戻前の名古屋地方裁判所第六回公判調書中の証人小川秀雄の「十八日の晝頃吉田と名前を知らない人が会社に見えその人はその時紹介を受けて水野と云ふ人だと判りましたが、その二人が藥の事で返事を聞きに來ましたので今日夕方倉橋が醫者の所へその藥を鑑定に持つて行くから一緒に連れて行つて貰えと申したら吉田はあゝそうですかと返事をしました。そして四時頃倉橋が会社へ來ましたのでお互に紹介して倉橋と吉田さんが原品を持つているからと話をしその後吉田と倉橋とが出て行きました。吉田は歸つて來ませんでした。倉橋は本件が警察の事件に取上げられ吉田が警察の人に捕つたと云つて來ました」との旨供述記載及前示倉橋一の上申書「倉橋一が現に原住所附近に居住し被告人等は屢々途上同人に出会ふ事實、右倉橋一及捜査官が故意に公判廷に証人として出廷するのを回避した事實」を綜合すれば倉橋一は捜査官の協力者（いわゆる「おとり」）である事實は察するに難くない。尤も差戻後の公判に於ても差戻理由である審理不盡の点は別に取調を爲さず右判決理由には被告人等三名が右麻藥を所持した日時として何れも昭和二十四年十二月十八日前の日時を記載し認定は曖昧ではあるが判決全体より見て麻藥類が昭和二十四年十二月十八日午後八時から翌十九日午前七時頃迄の間に幸節病院で盗難にあつた品物とする認定があつたものと見るのを相當とするので、被告人等の所持罪は「おとり」捜査に係る不法所持罪で外形的には禁止行爲に近似して居ても、その行爲の本質上麻藥取締法の對象たる犯罪成立に至らずとする事は東京高等裁判所昭和二六年う（）第六〇五八号事件の判決するところであるから、被告人等の控訴を棄却した原判決は右判例と相反し破棄せられるべきものと信ずる。

以上

昭和二七年(あ)第二一六八号

被告人　横内信重
同　同　水野一美
同　同　吉田稔

弁護人河村泰三の上告趣意

本件に對する前記名古屋高等裁判所の判決は事実の認定に付重大なる誤認あるのみならず、憲法第三十七条第一項、第二項並に憲法第三十八条第一項、第二項に違反するを以て之を破棄し適正なる判決あらんことを求める。

第一点　被告人横内、同水野、同吉田等は共に昭和二十五年八月二十二日名古屋地方裁判所の第五回公判廷に於て「他に賣却を依頼されたのでなく、催眠剤だが藥が古いから鑑定を依頼されたので麻藥と言ふことは知らなかつた」云々との旨（記錄三十六丁）供述してゐるのであつて、之が知情の点を認定する証拠として第一審、第二審共に被告人等の檢察庁に於ける供述調書を援用してゐるのであるが、同調書にはいづれも「常識として本件藥品か麻藥であることを認識してゐた」旨の記載があるが、これは決して被告人等の任意の供述でなく、檢察官が理窟づめの訊問の結果、被告人等が十日間の强制処分の勾留中苦しまぎれに述べたる供述である故に檢察官が其の間被告人等に不利益なる供述を强要したことは疑ふに足るのみならず、此の点の被告人等の自供は明かに强制されたる自白であつて、之を証拠として採用したる右の判決は憲法第三十八条第一項、第二項に違反するものと思料する。

尙若し被告人等が始めから本件藥品が麻藥なることを認識してゐたとすれば、被告人横内、同水野、同吉田と轉々と本件藥品を移動せしめるが如きことは常識上考へられないので、斯くすることが警察官等に犯罪の発覺を容易ならしむることは常識上明かである故に、被告人村井幸重は別として、他の被告人等は第一審、第二審公判廷に於て供述せる如く、眞

実のところ本件藥品が、麻藥であることを知らずして之が鑑定の爲、轉々と所持を移動させたことが事実の眞相であると信ずる。

又本件に對する第二審判決は麻藥認識の点に付「原判決擧示の証拠により、被告人等は何れも麻藥の認識があつたことが認められかく認めることは経驗法則に反するものでない」と判示してゐるが、之れ全く前示の檢察官が常識上被告人等が麻藥の認識があつたと認定した理論と同一であつて、吾人は斯の如き経驗法則とか、常識なるものゝ存在することは認め得ないのみならず、苟も此の種犯罪事実を有罪と認定するに、かゝる抽象的概念を以てすることは極めて危險であると思ふ故に、本件に對する第二審判決は事実の認定に重大なる誤認あり、之が判決に影響を及ぼすこと明かなるを以て破棄を免れない。

第二点　本件記錄中第一審裁判所の第八回公判調書（昭和二十六年十月二十六日）（記錄六一丁裏）を見るに証人倉橋一に對する召喚狀の送達不能の理由を以て同証人に對する証拠調を却下してゐるが、本人は元名古屋市熱田警察署の巡査であり、同人が同署の山本巡査に連絡し、本件被告事件の檢擧の端緒となつたのであるから、証人倉橋一は檢察官申請に係る証人であるが、弁護人としても被告人有利の点を立証するに必要なる証人なるに、只一回の召喚狀送達不能の理由を以て更に檢察庁に捜査を依嘱せず証拠調を却下せることは誠に不合理であると思はれる。倉橋一は其の当時から現在迄愛知県寶飯郡御津町字金割上野四番地ノ二倉橋保貞方に居住してゐたのであつて、右倉橋一は本件檢擧に際し、所謂スパイの役割を爲してゐたもので、必要なる証人の所在の捜査に付、被告人に協力の機会を與へず、從つて一度決定した証拠調を却下したことは明かに憲法第三十七条第二項「刑事被告人はすべての証人に對して、審問する機会を充分に與へられる」との条項に則し、被告人等の基本的人權の擁護と公判中心主義、口頭審理主義の徹底を期する点に缺くるところあり、此の点に関する違法を默認したる本件第二審判決は破棄を免れない。

第三点　本件が仮に有罪としても、被告人等三名は憲法第三十七条第一項所定の「すべて刑事々件において被告人は公平な裁判所の迅速なる公開裁判を受ける權利を有する」のであるに不拘、別添昭和二十七年九月三十日付名古屋地方裁判所（熊田判事係）被告人車君玉に對する麻藥法違反被告事件の判決によれば、同被告人が麻藥製造行爲に着手し、且阿片アルカロイドを含有する藥液を不法所持したと云ふ事実に對し、刑の執行を猶豫する判決を言渡してゐる点から推察すると被告人横内、同水野、同吉田の本件犯罪は、主犯者村井幸重に懲役壹年の實刑を科するを以て足り、他の被告人に對し然るべき期間刑の執行を猶豫する判決を爲すことは公平なる裁判と思はれるのみならず、被告人横内外二名に對する本件裁判は昭和二十五年十一月九日名古屋地方裁判所に於て有罪の判決を言渡されてより現在に至る滿二年間の長期に亘り、前後四回の判決ありたることは決して迅速な裁判とは謂い得ないのみならず、其の間被告人等の精神上の苦痛は非常なものであると思料される、此等の点は明かに前示憲法の条項に違反せるものと認めらる。

以上の理由により上告の趣意に記載せる判決を求める次第である

以上

昭和二七年(あ)第二一七八号

被告人　水野一美

弁護人大橋弘利の上告趣意

第一、原判決の刑の量定は甚しく不當であるから、破棄を免れない。原判決は第一審裁判所が被告人を懲役四月に處したことを眞に相當であると認定しているが、次の如き被告人の諸情狀を考慮する時本件で實刑を科するのは甚だ不当であると思慮する。

1、被告人が本件麻藥を所持するに至つたのは相被告人横内より再三賣却方を依頼され止むを得ず預かつたからである。即ち横内から「腹痛の時に飲んだり注射したりする藥品だがどうしても二、三万円にしたいから賣り先を探してくれ」と言はれて、風呂敷包を渡されたのである。被告人はこの包の中味も調べずそのまゝ預かつていたのである。藥品の知識に乏しい被告人にとつて麻藥であるとの認識は極めて乏しかつたのである。況や本件の如き多種多様の麻藥にはその品名、效力等については全く未知であつた。

2、被告人は賣却方を頼まれたといつても唯相被告人吉田に橋渡しをしたゞけで、何等積極的な行爲をしていない。小川の店に行つたのも吉田の案内であり、又そこで会つた男も被告人にとつては未知の人である。被告人が所持していた点は間違ないがその後の行爲は甚だ消極的である。

3、被告人には前科がなく、殊に此の種犯罪では警察で取調を受けたことすらない。尙麻藥は被告人の手により社会にまきちらされることもなく從つて實害がない。被告人は前非を悔いちよつとの不注意が如何に大事を惹起するかを思ひ又何の利得もなかつたことを考へて再び過を繰返すまいと固く決意しているのである。尙被告人が實刑を科せられた時にはその家族は路頭に迷ふことになり、潜在的な犯罪の温床を作ることゝなる。

以上の如き諸点より考へ是非本件は執行猶豫の判決があつて然るべきものと思料する次第である。

二

以上

昭和二八年(あ)第一〇四六号

判決

本籍　仙台市宮町一二九番地

住居　同市北六番丁二九三番地　鈴木広治方

雇　鈴木辰夫　昭和三年三月一九日生

右の者に対する窃盗被告事件について昭和二八年二月一六日仙台高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理由

弁護人尾沢俊蔵の上告趣意は、憲法違反を主張するけれども被告人の自白と補強証拠と相待つて全体として犯罪構成要件たる事実を認定し得られる場合においては、必らずしも被告人の自白の各部分につき一々補強証拠を要するものではないことは、既に、当裁判所大法廷の判例とするところであるから（昭和二三年(れ)第七七号同二四年五月一八日、判例集三巻六号七三四頁参照）、論旨は採用し難い。また記録を調べても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二八年七月三一日判決　昭和二八年(あ)第一〇四六号

一

昭和二八年七月三一日判決　昭和二八年(あ)第一〇四六号

昭和二八年七月三一日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

昭和二八年(あ)第一〇四六号

被告人　鈴木辰夫

弁護人尾澤俊藏の上告趣意

原判決は、憲法第三十八条第三項違反であるから、之を破棄するとの御判決を求める。

一、盗品であると言ふ自轉車が無主物で無いと言ふ確実な証拠は無い。

二、所有者の無い物に対して窃盗罪は成立しない。

三、原判決では自轉車窃盗罪と断じてあるが、之には本人の自白以外に確実な証拠は無い。

四、控訴審判決では自白の唯一なる補強証拠として盗品自轉車の存在を主張して居るが、此の場合に於て必要なる自白の補強証拠は當該自轉車の存在ではなくして當該自轉車が無主物で無いといふことである。

五、之を要するに所有者の無い當該自轉車の窃盗罪の成立に付ては本人の自白以外に確実な証拠はないのであるから原判決は明らかに憲法第三十八条第三項に違反する。

以上

昭和二八年(あ)第一二八六号

決　　定

本　　籍　岩国市大字錦見番地不詳
住　　居　同市同大字一五四六番地の三
土木請負業　日　野　　賢
明治三五年三月二五日生

右競売入札妨害事件について昭和二八年一月二九日広島高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　　文

本件上告を棄却する。

理　　由

弁護人丸茂忍の上告趣意第一、二点は、結局事実誤認と単なる法令違反の主張の域を出でないのであつて刑訴四〇五条の上告理由に当らない。（被告人に対し本件犯罪の成立を認めた原判決の説示は相当であり、また本件談合の結果工事入札の所為にまで及んだことは第一審判決挙示の証拠によつて肯認し得るところであるから仮りに同判決事実摘示に所論のような違法があるとしても未だ同判決を破棄しなければ著しく正義に反するものとは認められない）。なお記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年七月三一日決定　　昭和二八年(あ)第一二八六号　　一

昭和二八年七月三一日決定　昭和二八年(あ)第一二八六号

昭和二八年七月三一日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

昭和二八年(あ)第一二八六号

被告人　日野賢

弁護人丸茂忍の上告趣意

第一、原判決は法律の解釈を誤り審理不盡、理由不備であつて判決に影況あり破棄を免れないものと確信する。

元來談合は常に自由競争に対して何等かの人為的な変更を加えようとする手段であるから談合の事実があれば唯それだけでその談合が自由競争によつて形成されるであらう價格を害する目的の下になされたとの推定が許される。従つて談合罪が要件としている目的の意味を單に右趣旨に解するならば談合卽ち談合罪と云ふ結論となる。

然し乍ら

刑法が談合罪の要件として特に一定の目的を掲げたことは意味のないことになる。此の要件については刑法九十六条ノ三第二項の立法に当つて最も論議せられたところであつて此の一定の目的を掲げたのはその立法經過に明らかであるように

「談合罪の構成要件として一定の目的を掲げたのは特に各自が採算を無視しない限度で行はれる公正な自由競争による形成價格の変更を目的とする場合に限つてこれを犯罪とする」趣旨と解せられるのである。

一、右の意味より「公正な價格」とは公正な自由競争によつて形成される價格卽ち入札者各自の個別的經濟事情の不同から種々な主観的價格が存在することを前提とし入札者をして夫々各自の採算を無視しない限度で落札價格を争わしめそこに現われるべき價格中入札施行者に最も有利な落札價格を云ふべきである。

従つて本件に於て被告人に公正な價格を害する目的があつたと斷ずるには、被告人が公正な自由競争で行われるならば形成される筈であらう價格を故ら引上げようと云ふ意図の下に入札價格について協定されたことを証明せねばなら

ぬ。

而して右の目的は被告人が談合に際して自己の經驗から公正な自由競争が行はれたならば落札するであらう價格を認識してゐるか、少くとも自己を含む入札者の入札予定價格中談合によつて協定された價格より低い價格があることを知つてゐることを前提とするものである。

(1) 判示談合行為について刑法第九十六条の三の犯罪構成要件である公正價格を害する目的であることが原判決に謳われてゐるが、現実にどのような公正價格が害せられたか（即ち、犯罪時の公正價格は何であるか）について示してゐないのである。周知のようにいわゆる談合行為は請負業者納入業者間にむしろ、公然と認められているところであり大審院判例も嘗て談合は罪を構成しない旨を判示したところである（大正八年十二月二十七日判決）昭和十六年の刑法改正に際し政府原案が刑法第九十六条の三第一項として偽計、威力と異り常に違法性を有するものでなく『公正なる價格を害する目的』がある場合又は『不正の利益を得る目的』がある場合に初めて犯罪を構成するものとすべき修正案が可決せられたのであつて適正の價格を維持しようとして為されるもの又は少くとも公正價格を害する目的でなく特定業者のための援護譲歩として為されるもの等その社会見解上違法性があるとせられない実生活の必要に基くものについて談合といつても必らずしも罪を構成するでないことを明瞭ならしめたのである（安中政吉氏著「改正刑法各論」下巻昭和二十五年七月版三四九―三五〇頁、牧野英一氏著「刑法各論」上巻昭和二十五年六月版四九―五一頁）。従つて談合を違法とし、同条の罪に擬するのには何が「公正なる價格か」を判断し、これと談合との比較において初めて為し得ることであつて單に談合の動機としての價格侵害及び不正利益を示しただけを以つては同法条の犯罪構成要件が現実に充たされたといふことはできないのである（安中氏前掲書三五〇頁）。原判決に於ては当時の公正價格と談合價格との関係について被告人等がこれを認識したものであることについて毫もこれを判断判示せられるところ

がないのであつて、これでは本罪の成立を肯定することはできないのである。

(2) 殊に被告人日野賢に於て指定業者でなく落札價格が幾等に落付くかも又各入札者の入札予定價格が幾らであるかを知る由もなければ知るべく力めたこともなく知つてゐたとか証明は何等なくその点について審理もされてゐない。

二、原判決は「不正な利益を得る目的をもつて」と認定してゐるが、談合罪は競争入札制度より考へれば入札上の公正な價格を害することによつて得られる差益をいふものと解すべきである。従つて所謂歩競りもそれが公正な價格を害することゝ関連しない限り、それ自体で不法性を有するものではない。即ち歩競りをしたといふことから直ちに被告人に不正な利益を得る目的があつたと断ずることを得ない。被告人が談合によつて公正な價格を害して落札價格をつり上げその差益を利得しようとの意図によつて協定した事実が証明されねばならない。

(1) 本件に於てせり出しの方法で金六十万円の入札をしてゐる。然し乍ら之が不正な利益を得る目的との証明はない。会合者に分配する定めはない。会合者の内指名業者の一部には金五千円宛支拂はれてゐるが夫れが不正利益の分配として支拂はれたものか否か原判決の全証拠によるも明らかにされてゐない。寧ろそれは見積等の補償として支拂はれたと見るべき筋合もある。

(2) 殊に被告人日野賢に支拂の定めもなく又支拂はれもしなかつたことは原判決援用の証拠により明らかである。

三、單純な談合であつて公売入札に対して現実の接続のない場合はいわゆる談合行為の予備であつて、未だこれを入札妨害罪の成立があるとすることはできない。

およそ談合が違法であるのは、この行為が公入札の價格を害し又はこれに基いて不正の利を貪るところに存するのであつて現実の公入札における法益の保護を目的とするものであることはこの罪が「公務の執行を妨害する罪」（刑法第五章）とせられることによつて明らかである。そうであるから談合ということは常に談し合いをすることだけで可罰性を

帶びるに至るのでなく、その談し合いの結果を現実の公入札に連結し談し合いの結果、落札者となるべき者が、低額入札をし、他の者がそれよりも少い額の入札を行い、若くは入札をとり止めたこと或は全員が入札を行わずために公入札の執行を実したというように談合の結果、公入札に対して何等かの行為をし、又はしなかつたことを必要とするものであつて、いわゆる談合はこのような公入札に対する行為不行為を包含する一連の行為を指稱するものに外ならない。このことは刑法第九十六条の三第一項と第二項との条文関係から見て談合が公入札と切離して考えるべきものでないことが明らかに知られるところである。(「談合」は入札する業者ひとかたまりとなつて入札にあたる。即わち「だんご」「団子」という意味から生れた業者間に用いられた呼稱であるがこれが轉化して「談合」となつたものであつて申し合わせということでなく、むしろ一団となつて公入札にあたるというところにいわゆる談合の本質が存してゐる。)

同月二十六日に行われた入札に対して判示申合はどのような関係に立つたものであるか、その連鎖関係は何等示されるところがなく両者は判示によれば、無関係であつて、只被告人等が「申合せ」をしたことが談合であるとしてこれに対し刑法第九十六条の三の罪の成立を判定せられたものである。そうであるとすれば原判決においては談合についての予備行為である申合せを以て談合であると即斷せられたのであつて、原判決のいわゆる談合は、罰せらるべき談合としての要件を欠如するものであることが明瞭である。

被告人等は本件工事入札当事における被告人等により組織された岩国地区建設協会なる業者団体の事業活動範囲内である岩国及びその周邊地域の土建經済市場の工事発注状況その他諸般の土建景氣に精通し当時の状勢下においては二十数名の工事入札指定者が一の発注工事に担当して各自が眞に落札しようと努力して競争入札を試みるときはすべての入札指定者は悉く結果に於て不測の損失を招くことあるを内心考慮して工事入札予算額を金三百六十万円と付植し、最高金額の提供者を落札者に特定する方法として判示『せり出し』によりこれを選出することを合意したものであつて金三百万円

(実際入札は三百四十五万円)が公正なる自由競争による入札價格たることを理由づけるべきものは毫もない。

要之原判決は刑法第九十六条の三の解釈を誤り従つて同条に要件とされたる目的について審理を盡してゐないものであつて理由不備、破棄を免れないものと確信する。

第二、原判決は社会通念に反し採証の法則を誤つて事実の認定をした違法あり、之は判決に影響あるもので破棄せらるべきものと信ずる。

一、(1) 被告人日野賢は工事指名業者でなく仮令同被告人が刑法の所謂談合を為さんとしても之を為し得ないものである。

(a) 被告人の日野賢が指名業者であることは原判決に援用せられたる全証拠によりてもその証明なきのみならず証人村本梅雄の供述、原審相被告人林雅樹の供述、被告人日野賢の供述によれば指名業者でないことは明確である。

(b) 被告人日野賢が指名業者等の談合を勢助することは不可能にあらずとするも原判決の云ふように自身が談合することは不能である。

(2) 金子旅館に集合したのは工事指名業者の全員でなく刑法に所謂談合は為さんとしても為し得ないものである。

(a) 金子旅館に指名業者の全員が集合してゐなかつたことは証人村本梅雄、同岡村繁太郎等の証言、相被告人林雅樹、被告人日野賢の供述で明瞭である。

(b) 尤も全指名業者が集らずともその集らない者が集つたものの定めた價格より高く入札すべきことが予見せられる場合或はその不參者が入札を棄権すべきことが予見せられるに於ては指名者の一部が集まるのみで談合することは出來るであらうが、本件の如くその点について立証なき場合に於ては刑法に所謂談合を為さんとしても出來ないことである。

要之原判決は社会通念上その不可能なることを認定し居り、採証の法則を誤つて事実の認定をしたことを疑ふべき顯著

な事由があつて破棄を免れないものである。

六

以上

昭和二八年(あ)第一三一二号

決　定

本　籍　京都市上京区大宮通寺の内上る西入東千本町三九四番地
住　居　同市同区油小路通今出川下る飛鳥井町二三五番地
不動産売買業　小　松　茂　雄　明治四三年七月一九日生

右業務上横領被告事件について昭和二八年一月二一日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。
当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

被告人の上告趣意は、事実誤認の主張であり、弁護人中村忠純の上告趣意は、事実誤認の主張の外憲法二九条違反を主張するけれどもその実質は併合罪ではなく単純一罪であることを主張する単なる法令違反の主張に帰し、何れも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。
よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年七月三一日

昭和二八年七月三一日決定　昭和二八年(あ)第一三一二号　一

昭和二八年七月三一日決定　昭和二八年(あ)第一三一二号

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

二

昭和二八年(あ)第一三一二号

被告人　小松茂雄

被告人の上告趣意

昭和二十六年一月十五日当時京都市中京区高倉通御池上ル肥料商柏田梅次郎より京都市中京区烏丸通り御池上ル二条殿五丁目四拾三番地家屋番号同町八番の所有家屋即ち登記をなさず書類のみの物件を兼ねて売買契約済であつた家城晃と称する京大医学部附属病院勤務医師より契約不履行となる前日依頼を受け肩変り買受け致しましたもので金額十五万円也は当時川端署に於ける取調べの時私並に柏田梅次郎の供述の通りであります、但し前記家城氏の値引により私は実際金十三万円也で買つた事になつて居ります。私は商買上転買する目的であり自分名義に登記せず書類だけで持つて居りました。其後私の手元金不足を来たしましたので兼ねて知人である当時中京区六角通河原町東入飲食店上羽よしえに依頼し現物の家も見せずに書類だけで借用を依頼金拾参万円を約壱ヶ月後に借用したのであります。即ち云ひ変へれば出資借入金の形であり期間は定めず利息は一ヶ月一割又は転売の利益配当の約束で何等書類もなく口約であります。

但し其後家屋修繕及地代の支払等私の出資は重るばかり早く売る為の新聞広告費等原価が段々高くなり思惑はずれでなかなか売れませんでした。

其の中に約数ヶ月を経過し前田鶴三氏と云ふ買手が出来金拾七万五千円也で売買契約が出来手付金参万円也を受取り早速上羽よしえ宅へ持参金利として参万円也を支払つたのであります。

其後前田鶴三氏より残金を受取り計算をしますと期間が長い為何等利益がなく私としてはむしろ欠損と云ふ事になりますので何んとか上羽氏にたのむべく日をかせいで居る間に上羽氏は所有の書類を以て売買予約仮登記を前記物件に附したので私は前田氏に完全な登記が出来ず困り前田氏に事情を打明け待つてももらつたのでありますが其日も限度がありますので前

田氏は弁護士に依頼柏田梅次郎の前所有者即ち書類の名義人より登記に必要な書類を取り寄せ自から登記を完了せられたのであります。私は其間何んとか上羽氏に迷惑をかけない様にと私の別の所有の不動産の書類を持参し預け其間金を返す事に努力して居る途中に告訴を受けたのであります。私としては借入金の返済の為あらゆる努力をして今日に至つたのであります。又仮登記設定の事実は前記物件に附してそのまゝであります。

今日迄の裁判で私の所有物件を以て上羽よしえより借入金をしたと云ふ事実は一寸も認められなかつたと同時に最初の事実詳細にお調べ願ひ公正なる裁きを願ひ度いと思ひます。

又上羽よしえが如何に当時の川崎署刑事部長を買収し私を罰に落し入れる為努力したかも始めの告訴文が前記刑事部長坪内が上羽より飲食の無料サービスを受け無理に事件とした事を私は実証出来るのです。こんな事実を少しも調べられないで私を不利に導く為総て買収の手段を講じて居ります。

結論として私は借用した金は返済致します。刑事上の問題が消え民事問題として裁きを受けるなれば即日返済致します。

右趣意書の通りですから公正なるお裁きを願ふ為上告致します。

以上

昭和二八年(あ)第一三一二号

弁護人中村忠純の上告趣意

被告人　小松茂雄

第一点　原判決には判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があり原判決を破棄しなければ著しく正義に反するものである。

一、原判決は被告人の控訴理由を棄却して本件第一審判決を維持しているが右判決の事実摘示に拠れば原審裁判所は被告人が「上羽よしゑより同人所有の……木造瓦葺二階建家屋一棟の売却方依頼を受けたのでこれを前田鶴三に対し代金十七万五千円にて売却し同人よりその代金として㈠昭和二十六年六月十八日金六万円㈡同月二十六日金八万五千円を受け取り孰れも業務上保管中擅に右各受領の都度京都市内に於て自己のために着服して横領した」旨の事実を認めこれを有罪としているのであるが右は重大な誤認である。

二、蓋し被告人は終始本件家屋は自分の所有に係るもので上羽よしゑから売却の依頼を受けたものでない旨主張し、買受人前田鶴三も本件家屋は私が小松より買受けたものであると述べ（前田鶴三作成事実上申書記録十九丁）、小松の仲介で上羽から買つたとは謂つて居ないのである。然るに原審裁判所は告訴人たる上羽よしゑの供述のみを措信し前掲事実を認定しているのであるが須く疑わしきは被告人の利益に従い被告人所有に係る家屋を売却したものと認むべき処その認定を誤つた本件原判決は破棄しなければ著しく正義に反するものと信ずる。

第二点　原判決には憲法第三十九条の違反がある。

一、原判決は被告人が上羽よしゑの家屋を前田鶴三に代金十七万五千円で売却し同人よりその代金として㈠昭和二十六年六月十八日金六万円㈡同月二十六日金八万五千円を受取り孰れも業務上保管中擅に右各受領の都度これを着服横領した

として二個の業務上横領罪の成立を認めた第一審判決を維持している。

二、然乍ら横領罪の被害法益が委託による信頼関係であるとする以上被告人の右行為により侵害せられた法益は上羽よしゑの家屋売却依頼に基く一個の信頼関係にしかすぎない。又行為の個数を問ふならば本件は着服横領であるからその一部を自己の為に費消すると謂う一個の行為でも残部に付て上羽よしゑの返還請求権を拒絶するものと認められる限り全部に対して横領罪の成立を問い得る訳である。従つて本件は併合罪に非ずして単純な一罪として取扱われるべきものである。

三、果して然らば一罪を数罪として処断した原判決には同一の事実に付重ねて刑事上の責任を問うた違法があり憲法第四十九条後段に違反するからこの点に於ても原判決は破棄を免れない。

以上

昭和二八年(あ)第一五九一号

決定

本籍　朝鮮慶尚南道東萊郡東萊面東己里

住居　福島県双葉郡請戸村字持平一二五番地　バチンコ玉卸商　大源勝弘こと　施炳壎　大正六年一二月一〇日生

右の者に対する賍物故買被告事件について昭和二八年二月一七日名古屋高等裁判所の言渡した判決に対し被告人の原審弁護人相澤登喜男から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理由

弁護人稲葉誠一の上告趣意第一は、憲法第三八条第三項違反をいうけれども、第一審判決は被告人の自白のみで有罪としているのではなく、各種の補強証拠を擧示しており、これ等を綜合すれば、同判示の犯罪事実は、これを首肯することができるから、所論違憲の主張は前提においてとることができない。同第二は、事実誤認の主張を出でないものであつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

昭和二八年七月三一日決定　昭和二八年(あ)第一五九一号

昭和二八年七月三一日決定　昭和二八年(あ)第一五九一号　二

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年七月三一日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

昭和二八年(あ)第一五九一号

被告人　施炳堈　大源勝弘こと

弁護人稲葉誠一の上告趣意

第一、原審第一、二審判決は何れも自白にのみ準據しその補強証據がないので之は憲法第三十八条第三項に違反する。

昭和二十七年十月十三日名古屋地方裁判所の第一審判決は被告の検察官に対する供述の外に被害届その他をあげているが之は控訴審弁護人が控訴趣意書に詳記する如く被告の自白の補強証據とはならない。

原審は有罪の百パーセントを被告の自白によつているのであることは記録を見れば明瞭であり、自白がなければ被害届があつても犯罪の証明には無価値である。

第二、被告の自白は被告の陳弁によれば自白をすれば帰してくれると思つたから虚偽になしたのであり之は取調官の一種の暗示による錯誤に甚くと断せざるを得ない。

かかる陳弁があつた以上一図に之を排斥するのでなく昭和二十七年六月十四日附供述調書に認めているがその後十七日の供述調書は被告の前科丈が記載されている点を職権で考察すれば被告の陳弁が理の通つたものであることが分る。

況んや日本語の正確に話せない被告が記録第一九八丁裏の如き巧妙なる日本語の言ひ廻しが出来るかどうか自白の任意性につき原審は充分取調をするのか人権を尊重する憲法の精神である。

従つて此の点を考慮せざりし原審は結局判決に影響を及ぼすべき重大な事實の誤認あるものと云ふべく刑訴第四百十一条第三項に該当する。

以上

一

昭和二八年㋐第二一五〇号

決　定

国　籍　中華民国台湾省台南県嘉義区新港郷

住　居　佐世保市下京町九番地

小料理屋業

陳　金　木

昭和二年九月二一日生

本　籍　佐世保市下京町二八番地

住　居　佐賀市神野町字東神野一一二三番地

無　職

赤司こと

小　柳　喜　代　次

明治三五年三月一〇日生

本　籍　佐世保市梅田町一三二番地

住　居　前同所

駐留軍傭人

古　川　政　行

大正六年一月八日生

右三名に対する放火被告事件について昭和二八年四月三日福岡高等裁判所の言渡した各判決に対し被告人陳金木の原審弁

昭和二八年七月三一日決定　昭和二八年㋐第二一五〇号　一

昭和二八年七月三一日決定　昭和二八年(あ)第二一五〇号　二

護人田中実被告人小柳喜代次、同古川政行から上告の申立があつたので当裁判所は併合の上次のとおり決定する。

主　文

本件各上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人古川政行の負担とする。

理　由

被告人陳金木の弁護人田中実の上告趣意は憲法違反をいうが、その実質は法令違反の主張に帰するし（いわゆる共謀共同正犯説を採るべきことは当裁判所の判例である）、被告人小柳喜代次の弁護人内田松太の上告趣意は量刑不当の主張、被告人古川政行の弁護人小久保時之助の上告趣意は何等上告理由を明らかにしたものではなく、被告人小柳喜代次及び同古川政行の各上告趣意は事実誤認の主張を出でないものであつて、いずれも、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年七月三一日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

昭和二八年(あ)第二一五〇号

被告人陳金木

弁護人田中実の上告趣意

原判決は憲法違反であつて破棄せらるべきものと思料する。

原判決は判示理由第三点に於て刑法第六十条に「二人以上共同シテ犯罪ヲ実行シタ者ハ皆正犯トス」というのは二人以上の者が犯罪を行うことを共謀しその一部の者が犯罪を実行したときはその実行行為に加わらなかつた者もこれを実行した者と同様共同正犯としての責任を負うべきものであることを規定したものと解するのが相当であるとし第一審判決判示事実は刑法第百八条、第六十条に該当するものと判示している。

然し乍ら「二人以上共同シテ犯罪ヲ実行シタル者」という規定はその字義上「犯罪実行の共同行為者」と解すべきであつて原判決の云う如くその一部の者がその犯罪を実行したときはその実行行為に加わらなかつた者もこれを実行した者と同様共同正犯者と解することは出事ないのであつて原判決の如き解釈は成文を離れ字義を飛躍したる拡張解釈である。

抑〻刑法に於て罪刑法定主義が確定せられた所以のものはフランス革命以前の専制政治下に於ける裁判官の専断を排除しいかなる行為が犯罪であるか、それに対していかなる刑罰が科せられるかの点を確定して人間の基本的人権を保障せんとするにあつたのである。

然らば与えられた刑法成文は何人も之を理解し犯罪とは何か、これに対する刑罰は何かを知り得るところに基いて裁判官は之を解決し適用しなければならないのである。

原判決の採用する共謀共同正犯理論は従来わが国の判例とされているところではあるが多数の学者が之に反対する所以である。

牧野教授は「判例が認めているように共謀者中の一人が実行した場合に共謀者各自が共同正犯として罰せられねばならぬとゆうことは学説上確定したことではない。かような場合を共同正犯としようとすることは少くとも刑法に関する普通の論著においてヨーロッパでは主張されて居るところではない。わが判例に対しわが邦の学説において異論あることはゆうまでもなし。さればわが判例を理論上確定したところとして立論することは方法論的に不完全であることを免れない」とし（法協五〇巻六号）理論的に判例の解釈を批難しているのである。

二

然して原判決は「論旨は原判決は罪刑法定主義を現定した憲法第三十一条に違反するものであるというのであるが該主張は結局刑法第六十条につき前掲説示のごとき当裁判所の解釈と異なる見解に立脚するものである」としているがこの点の論議は単に理論的解釈論の域内に止まるものではなく判例の解釈理論は前記の如く裁判官の専断を防ぐため確定された、人間の基本的人権を守るための罪刑法定主義の防壁に衝き当り之を破壊せしむる結果を招来するものであつて単純な法規解釈上の見解の相違として看過することは許されないのである。

この点について木村教授は次の通り述べている。

「草野判事及び従来の大審院の判例を承継した最高裁判所の判例では何等実行行為の分担ということがなくても共同正犯として責を負わねばならぬことになる。果してそれはいかなる法律上の根拠によるのであろうか、法律を離れて任意に共同正犯の概念を立てることは自由であるとしてもその法律上の成文を離れて成文上の根拠を持たぬ共犯概念を以て処罰するというのであるならばそれは新憲法第三十一条の罪刑法定主義の原判に反するものとなるのではなかろうか。このような疑義は共犯共同意思主体説について成立することになる。」（警察研究、二〇巻一号）

即ち原判決は憲法第三十一条に対する違反であるから破棄せらるべきものであり被告人陳金木が原判決の如く共同被告人小柳と本件放火につき共同謀議したものとしても何等実行行為には加担していないから被告人に対しては無罪の判決をせられるべきものと思料する。

以上

三

昭和二八年(あ)第二一五〇号

被告人　小柳喜代次

弁護人内田松太の上告趣意

原判決は、被告人の控訴を棄却したけれ共、それによれば、被告人に対する刑の量定は甚しく不当であつて、著しく正義に反するものと思われるので、破棄さるべきものである。

その理由は次の通りである。

一、前科の関係

被告人は曾て、賭博及経済事犯について罰金に処せられたことはあるが、孰れも軽微な案件に係り、本件科刑には影響のないものである。

二、犯情

被告人の司法警察員に対する第一、二回供述調書並に第一審判決書自体によつても明かなように、本件の主犯者は相被告人陳であり、被告人は同人から営業資金として金十万円を借用し、その中元金七万円は返済したけれ共、残り三万円と之に対する高利を加え約十万円の返済を右陳から強要され、その債務の履行が出来なかつた弱身につけ込み、右陳から本件に加担することを慫慂されたのである。

しかも右陳は執拗に被告人に対し右の如く慫慂した結果、被告人としてもその意を決し兼ねていた際偶々相被告人古川及安川に話した処、意外にも同人等が非常に乗気となつて、却つて右の両名から決行を促されることになつたのであつて、然も右両名が最後に本件を敢行しようとした際、被告人は右両名を思止まらせうとしたことも充分窺うことが出来るのであつて、本件共犯者中被告人丈は、最後迄消極的であり、善性を失わなかつたのであつて、犯情洵に憫諒すべきもの

がある。

それにも拘らず、之を他の被告人と同様に実刑を科することは甚しく不当である。

三、実害の僅少

本件記録に徴しても、本件被害は極めて僅少であり、公共の危険性も大したものではなかつたことが看取される。

四、改悛の情顕著

被告人は本件後転業し、再犯の虞れもなく改悛の情顕著なことは記録により明かである。

右の次第であるから原判決を破棄さるべきものと信ずる。

以上

昭和二八年(あ)第二一五〇号

被告人　古川政行

弁護人小久保時之助の上告趣意

第一、第一審判決が事実認定の証拠に援用した第一審公判廷における陳金本、小柳喜代治、古川政行、安川為文の供述及び受命判事の検証調書並に司法警察官の実況見聞書等を精査するも第一審判決及び控訴を棄却した第二審判決が事実の認定法条の適用に誤りがあるとは考へられぬ。

第二、刑の量定に関しても第一審判決が刑法第六十六条第七十一条第六十八条三号を適用したる点、之を認容したる原審判決は刑の量定が著しく不当なりとは言ひ難い。

即ち以上述ぶる所により弁護人の良心に訴へ確信ある上告理由の発見出来ないのを遺憾とす。

以上

昭和二八年(あ)第二一五〇号

被告人の上告趣意

被告人　小柳喜代次

一、事件の真相を別紙添付いたしてゐます、気の弱い性格が禍して、事件に関連致しております。

一、目的無くては、何事も、出来ない事と存じます、私の場合、金も不要と、言つた事は、関係者二人共知つておりますし、三人共、法廷に於ける、分離裁判の時検事尋問に対し、小柳は、小心者で、そんな大胆な人では無いと述べておりますす。

一、陳君が始め、二十万円、次に十万円と言つた事、私に実行の意志あれば、その減額の理由を質すのですが、ただ話に、終る事と考えて、ゐた私には、其の話のあつた、二度共聞流しの程度でした。

一、事件に関し、頼むと云つた事は、絶対に、ありません、若し左様な事が、古川、安川君の調書にありますれば、私をして、深入させる、内話をしてゐる事と、言つても過言でないと信じます。

一、且つて古川君が其の、実行をすると、私宅を訪れて来ましたので、私は驚き、其の非を、智し、中止さし得た事は一つに、事件に私の意志が、無きかを、立証出来る証左であると信じます。

一、事件二日後には、転地転宅の、準備完了してゐますし、各債権者に詫状認めて、ゐましたし、勿論、陳君の負債も抱合されてゐますので、今更大それた犯罪を冒して陳君の負債を返却する必要も、無い事だと存じます、さすれば事件に関し、金銭的色彩は全々無い事も裏付される事と存じます。

一、転地後十一日目新聞紙上にて事件を知り、直に自首致しました、大なるショックに依り興奮と失望の極に、たつした私が佐賀市より佐世保市に連行され、佐世保駅ホームにて不意に写真班に撮された時の悲しさ、さなきだに、小心者の、私

は、死に勝る、辛さを感じました、御取調べの、警察官にも、到底、真相を追憶するには頭が、かき乱れて、寧ろ写真班の事のみが脳裡から離れません、もう社会的にも駄目と悲観して中ば自暴自棄になつて、ゐた事は事実であります、斯様な内に検事局の御取調べも終りました、検事殿より、今一度呼出すかも知れないと言れたのを、楽しみに、其後冷静になるに、したがい、現に告白してゐます事件の総てが想ひ出されましたが、起訴になつてゐました。

一、事件は犯罪者、其れ〴〵の変つた実情がありましても法律第何十条に依りとて、一律に刑に処せられる事ですか、法にも涙ありと、聞及びますが、法的に無智な、殊に、裁判事に、始めての私には不可解に存じてゐます。

一、陳君は、金が総てを支配すると豪語して、凡ゆる工作をしてゐました、出廷の都度、関係者四人同控室、実に不愉快極まるものでした、これで真の裁判が出来得る事でしようかと思つた事すらありました。

一、関係者三人より十三、四日遅れて福石刑務所に入所した私を陳君は知り人を介して、陳君の供述通りに、言つて下れ、さすれば、家族の生活費、保釈金も、出してやる、私が、馬鹿正直に事実を言つても陳は、あく迄否認すると言つてゐる、其の為に有力な弁護士、三人を立ててゐる是非陳君の言ふ通りして下されと、説得されたのですが、私は応ぜなかつた事実もあります、これには、御取調べ下されば証人もある事です。

一、安川父氏は告白書に記してゐます如く関係しながら、悪智恵を利用して事実無根の事を、あるかの如く申立て、証人として、法廷に立ちつつも、偽言を述べました、それで私の証人証言として検事尋問より、遠く名古屋に逃げ、私の証言に依り、安川父氏再喚問にも病気理由に遂いに、出廷せず検事は、これを、放棄されたのです、実に、天人共に許されぬ彼父氏の行動こそ憎みても、あまりある事だと存じます、又この父にして、この子ありで為文君は、陳君と話合つて全然異つた事を法廷で述べ検事殿の追求に顔面そう白となり転倒せんとして支えられ、一時休廷の止むなきになつた事もありました。

一、佐世保市に四十八年間永住し、砂糖卸商として二十年終戦後は旅館（赤司ホテル）経営、業界にも知人在り、私の本事件を知られ、転地中の私の家族を心配下さつて、五十三名になる知名士が歎願書を出して下さつたのですが、妻が保釈金の件で陪席判事殿に伺ひました処、見当ら無かつたとの事でした、弁護士を通じて提出された、そうですが、御厚志を勿体無く存じてゐます。

一、寛大なる再保釈を賜り乍ら、右の様な不平、がましく、申述べまして、誠に相すまぬと存じますが、法廷にて発言の許されない事で、以上総てを披歴致しまして、厳正なる御判決を甘受いたします。

一、経歴　夜間商業中退後義兄の商業に手伝ひ二十七歳妻帯、独立、砂糖卸商を営む
　　終戦後旅館（赤司ホテル）を経営、事件当時に至る、目下化粧品卸行商、妻に化粧品小売商を営業

一、家族　妻かつみ35才　長女恵美子17才　長男勇喜15才　次女美保子13才　次男健次10才　三男和弘8才　四男俊一5才
　　八人家族

以上

放火事件真相告白書

昭和二十六年九月中旬頃だと思います、陳金木君が約一年振り私宅当時（赤司ホテル）経営中を訪れて来ました、勿論道中では暫々会つた事はありましたが其れは言葉を交す程度でした、雑談の末、私に貸金の請求をされたのです、当時私は営業不振のため他に事業計画中に付何分の猶予を願いました、すると陳君は実情を察し心よく帰つてくれました、この借金は去る二十四年夏陳君と共同事業起し私の出資金約参拾万円の内不足を立替えて下されたのです、然し元金は二十六年四月頃迄に支払い利息金が残つていたのでした、勿論事業の結果がかんばしく無かつたので陳君は利息金は一年余り亘つて請求された事はありません、すると翌日陳君が又来られたので不思議に思つておりました世間話をしている内陳君曰く「実は大き

い商売をして同胞人（中国人）が東京方面へ商品運搬中警察に知れ罪は其の人が責任を取つて自分は逃れたが其の後始末のため、ばく大の金が必要で困つている実は家屋も新築したが十ヶ月分の前家賃で貸しているので、これでは今の場合どうにもならぬので、火をつけたら二十万円ぐらいやつても良いがとばく然とした話をしたのです、其時私は何んと無法な話かと思つたのですが素気なく言へば借金の請求を再びされはせないか、との気持から心にも無い気安めとは言へ「私がしてやろうか」とこれ又漠然と言つたのでしたすると陳君は「そうしなさい其れであんたも浮き上るではないか」と言つた時でした妻（かつみ）が部屋に入つて来ましたので陳君は直ぐ帰りました。

私は妻に「陳さんは頭が良いので金儲けも上手だが今度はなんでも大きな事件にかかり金が足りずに困つているなんでも家も新築したそうだが人に貸しているので其の家に火をつけてくれたら弐十万円位はやると言つて居た然し私にはそんな恐しい事は出来はない」と話しました、妻は即座に「父ちやん商売で失敗したのなら仕方もないですが子供は六人もいるし其んな事なんか頼まれなさんな」と言いました、私は「其のな事出来もせんし、又する位だつたらこんな話お前に話はせない」と語つたのでした、それから陳君が足繁く私宅に来る様になりました、それで私は女中さんにも言付けて陳さんが来たら不在だと言つてくれと言つて会ふ事を非常にきらつていました、すると案内もなく其の後は私の部屋に入つて来る時もありました陳さんの姿を早く見付けた時は物干場や押入れ等に隠れた事さへありました、陳さんがくれば主に其の話を進め、或日は新築の家を教えたり家屋の状況又ガソリンを一升瓶に持つて来る等、でも私が気が弱いのと軽卒とは言へ話した以上ガソリンを預らんとも言えず物かげに置いておきました、又或時は暗に早く実行する様十万円、玉屋デパート前喫茶店中国人（修さん）が居るので実行さえしてくれたら何時でもやると言つた事さえ有りました、私に実行の意志があれば始め二十万円位やると言つていたのに拾万円やると話している理由を質すのですが、この事は話丈に終るものと考えて居ましたので何時も閑流す程度でした、又十月中で家も転宅する様家主とも約束していました当時でしたのでこんな恐しい事になる等夢

にも考えて居ませんでした。

十月初旬だと思います、私宅玄関先で知人の古川政行に会いました、久方振りの事とて世間話の末、古川君曰く「何か金儲けの話はないかい」と話されたので、私かウッカリ陳君の話「金儲と言えば火を付けたら十万円やると言ふ話は聞いたがこんな事は出来るものではない」と話したのでした、すると古川君は非常に乗気となりしつこく聞くので陳君の話しを総て話してしまつたのです、そして其の家を知らせよと言いますので家も教えたのです、余り本気に古川君がなりましたので、私は恐しくなり古川君私がこんな話を君に話した事は決して言つてくれるな、私は金も決して不要だし私に迷惑等懸けてくれるなと言つて別れたのです、其の後一、二回、古川君と会う事はありましたが其の話はせなかつたのです、ところが其の後或晩十一時頃でした、古川君が突然私宅を訪れたので二階の客間に通しました、すると古川君曰く「おい今晩あれをやるぞ」と言つたので私は驚き「古川君、君は本気であれをやるのか、それだつたら頼むから是非やめてくれ悪い事は言わないい」と言いました、すると古川君は「おい、それではあの話はうそだつたのか余り人を馬鹿にするな」と言つたので私は「決してうそではないが悪い事は言わぬ止めてくれ、幸い今晩は此の部屋は空いている宿泊料も不要だから君の彼女でも連れて来て泊つていつてくれ」と言つてなだめ朝食も無料で帰さしてホットした事もありました、其の古川君が帰つた昼頃でした、階下食堂の主人（山本氏）がオートバイを持つておられるのでこんなガソリンを家に預つていては後日飛んでもない事になりはせないかと心配しましたので其れとなくガソリンの不自由でないですかと尋ねました。すると山本氏曰く「ガソリンは現在自由に入手出来るので不要だと言われましたので其の儘やる事も出来ず置いたのでした。

其れから四、五日すぎた或日の夕方でした、古川君が知り合いの安川為文君を同伴で私宅へ訪れましたので二階の客部屋へ通しました、古川君曰く「あの話全部安川君に話したよ」と言いましたので私は吃驚して先日もあんな事古川君が言つて心配したのに、なんと言ふ男かと思いましたが「古川君、そんな話次から次に話してくれたらとんでもない事になる是非止

めてくれ」と言つた時です、安川君曰く「なあに小柳さん心配しなさんな話は古川君から全部聞いた、あなたには迷惑掛けない、自分達がやるから」と言つておりました、日頃妻は古川君や安川君が来ることは非常に好まないのと夕方客の来る時間ですので追い帰す様せき立てて帰しました、帰る時安川君曰く自宅も転宅しているし、父も小柳さんに一度出て来ませんかと言つております、是非お出で下さいと言つて帰りました、私の性格として人に言われれば、それをこばめないので二、三日後安川君を尋ねましたが父は昨日旅行したとの事で安川君が一人居ました丁度昼食をしていましたが焼酒を少しコップに入れて下されました、安川君曰く「先日の話決して心配しなさんな迷惑はかけない自分達がやる万一の事があれば泥棒に入る為、放火したと言ふから心配せんでもよい」と話し「陳さんは保険金は如何程加入しているのだろうか」と聞きました、私は「さあ私はそんな事しよう等、考へても居ないので何も聞いていないが五、六十万円位加入しているのではないだろうか」と言つた時でした、安川君の叔父(古物商)の方が来られたので私は其の人に向ひ「私の家も近い内に旅館を廃業するので不用品もあり是非来て下さる様頼んで一足先に帰りました、其れから二、三日も過ぎた頃でしたか安川君が父が帰つて来ましたからお出で下さいと使いに来ましたので安川父宅へ行き二、三時間遊んで帰りましたが為文君とは別に何も話しませんでした翌日でしたか再び安川父宅を訪れる道中安川君(為文)が連れの人と同行の途中出会いました連れの人が一間ばかり先へ行つた時でした安川君曰く「小柳さんあんたも悪い男に言つたものね(古川君を指して)古川君ぐらい悪い男はない、あれが金でも持つて居る時は良いが金が無い時は脅迫するぐらいする男だ其して火の付け方の話をしていたがまるで子供見たいな話をするあれは、けんか、度胸は有るがこんな智恵は皆目駄目だ、それより家の親父は度胸は有るし智恵もある、こんな事にかけては抜目がない、古川君より余程まシだ」と語りました、私は「安川君、私は古川君に決して頼んだのではない、古川君が金儲けの話はないか、と言つたので私が金儲けと言えばこんな話はあるが出来るものではない」と話したら、古川君が「自分でやるから」と言いだした事だなる程考えて見れば古川君は性格が乱暴で恐しい位な男です。二言目

にはけんか腰、人にきらわれる性格です、私も「古川君に今度会つたら是非止める様話そう」と言いました、安川君曰く「そうなさい古川君は今家に来て父と話しをしている自分も用事に行つて直ぐ帰るから」と言つたのです私は安川父を訪ねて来たのでしたが古川君と会う事は日常好みませんので「古川君が君の家に今日来ていれば、又其の内に来るからと安川君の連れの人と三人帰りかけました、途中安川君曰く「古川君は近頃進駐軍に務めている自宅には時々訪ねて来ると言いました、そこで私は務めて居れば何時つて会える事は出来ないだろうから先つきの話し古川君に今から会つて陳さんが私に一時あの話は中止してくれと言つて来たと言つて止させ様と話して、私は二人と別れて再び引返し安川宅を訪れました。丁度安川父氏と話して居た古川君が私の姿を見るや、古川君曰く「おい小柳お前は妙な事を言ふね、悪い男に言つてすまぬじやろう」と恐しい権幕で更に「余り人を馬鹿にするな」と言われたので、私は意外に思い何がなんだかさつぱり分りませんでした、すると古川君が「火付けの事さ」と言つたので私もハット気付き先程安川為文君と道中で会つた話、さては安川為文君が自分の計画上古川君を除外の法として法弁だと直覚致しました、私も即座に「古川君其の話なら丁度良い実は陳さんから私に、実行の意志がないから一時中止してくれと言つて来た、又私も君に、君が金儲けの話はないかと尋ねたのでこんな話はあると話しただけだ別段私が君に頼んだ事ではなし、君が私に迷惑をかけないと言つた事じやないか、是非やめてくれ」と言つたのでした。すると古川君は愈々けんか腰になり「なんて貴様己の事を安川為文に言つたじやないか」と言いました。私は何も知りませんが安川為文君の小細工だと思い総てを(途中の事)を話そうかと思いましたが安川父曰く「何んであんた達は言つているか、気持良く話さないですか」と言つて仲際しましたので私は早く帰り度いと思つて今日は失礼します又来ますからと言つて急いで帰りました。すると直ぐ私の後から古川君が迫る様に帰つて来ました。先の私を呼止めて古川君曰く「おい先程の話、陳が止めてくれと言つた事はうそだろう、己は警察に務めたので六感で直ぐ解る安川とお前が己を除けて二人でやろう話合つて居るだろう」と言いましたので私は「古川君、私は君の事を安川君に話した事はない先程安

川宅を訪れる途中為文君に会つた時その話は安川君が話した事だ多分安川親子が話合いで君を除け度い気持から芝座していると思ふ、古川君、こんな事が誰も彼も知れたら大変な事になるこの際この話は「君やめてくれ」と言いました、古川君も解つてくれたのか「うん俺も止める安川の奴横着な奴だひどい目に会わせてやる」と言つたのでした。私は古川君聞けば君も進駐軍に務めて居るそうじやないか、大切な時だ是非止めてくれ」と言つた時です、古川君は「俺が進駐軍に務めている事を又安川の奴しやべつたのだろう」とふんがいして居りました、其れで私は更に「古川君考えて見たまえ、私は始めから金も不要と言つて居る、君が乗気になるので私は関係ないぞ、私からこんな話聞いた等決して人に言つてくれるな、むしろ話をしたばつかりに私は恐しがつて居る私の性格は君も知つている筈だ、私が君を除けて安川君と二人でやる等とは曲解も甚だしい事だ」と言つて、今日は気持良く其して私が遊技券は出すから遊技場に一時間余り遊んで別れたのです、其の後安川君が父の用事で私宅を訪れ私に来る様との事で安川父宅を訪れました、来客と私を会わす積りでしたが其の人が見えなかつたので長くなつて床の間にねて居りました。ふと、起きて見ますと安川父子でガソリンを皿に入れローソクを立て点火の実検をして居られたので驚きました。ガソリンは安川君が一、二回私の宅を訪れて来た所廊下で立話しの時側に置いてある事を知らせていた事が有りますこれは私の家に置いているのが恐しい気持になつていた当時とて尋ねられるまま知らせたのです、すると何時の間にか持つて帰つているのですこの事は安川君が私に何日か一人で実行しようと思つて現場に行つたが犬に吠えられ平公して帰つて自宅に持つて帰つたと話した事が有りその大胆さに驚きました私は何だかいやな気持になりましたので客人も見えないし帰ります何れ又来ますと言つて帰りましたが途中考えれば考える程心配でしたので引返し再び玄関口より安川父氏に「安川さん、あんな事しておられなたが私に関係ない事は認めてくれますか」と質しました、すると安川父氏曰く「心配せんでも良い」と言われて帰りました。十月二十七日、八、九日と佐世保競輪が催されたので十一月一日当市を立ち佐賀市にて化粧品商を営む様すでに準備万端完了した当時で有り再起をして家族の将来の幸福を念じ二度と競輪

に行く機会も無いので私の最後の楽しみとつまらない考えから第一日の二十七日単身行つたのです初日運良く儲つたので二十八日行つて居りました、丁度午前十一時頃でした。古川。安川君。と出会いました、安川君がコーチを頼んだので次々に教えておりましたが、ことごとく駄目でした、勿論昨初日に私が儲つた事を話したのでした。レース中安川君は家に帰つて父の大事な金を借りて来たと言つておりました更にコーチを頼んだので私も気の毒に思い私が其の日一番楽しみにしていた九レースを教えてやりましたがやはり駄目でした勿論二、三千円程度の金だつた様でした、古川君は千円程でした二人が金を貸してくれと言われたので各二百円貸してやりましたが古川君は性格としてなを、せめるので別に又三百円貸してやりました。

其れから安川君が突然「今晩あれをやる」と言いましたので私は「こんな場所でそんな話をしなさんな」と言いましたら彼方に来んねと言つて安川君を先に古川君、私と連きました腰かけ乍ら安川君曰く「自分は何日か一人で火を付け様と思つて小柳さんの家からガソリンを持つて行つたが犬に吠えられ午前四時頃迄佐世保駅に遊んで居た事、自宅に帰る途中警官に推可されガソリンを持つて平行した。今晩は是非小柳さんの客間を貸してくれ、決して迷惑はかけない」と言いました。私はそれは困ると言つて断つたのですが再三、言われるので気の弱い性格が遂に承知したのです、それで何時頃来たら良いですかと言いますので、十二時迄は客で忙しいから十二時過ぎなら良いと言つて二人と別れました、私は十二レース迄見て帰りました。

二十九日午前〇時二十分頃安川君が来ました十分程して古川君も来ましたので客間に通しました私は二人を部屋に通したまま中に入りませんでした、すると酒をくれと言いますと酒はないと言いましたがしきりに言いますので階下の食堂で長い時間女中さんと話しながらカン瓶に二本持つて二人に渡しまして廊下に出ました。すると又肴と言いますので少し持つて行きました、すると煙草を吸うのにマッチがないと言いますので又十四、五本持つて行きました、私は全然部屋には呼ぶ以外

には入りません丁度其日其の時刻には女中さんは通勤で帰つておりますし他一人の女中さんは病気で自宅に帰つていたし妻は幼な子を添寝していた時です客が婦人連れの方が有りましたので安川君、古川君の隣室に案内しまして、同人に隣室に客が有るから静かにしてくれと言つて客と応対しておりますと間もなく私を呼ぶので両人の部屋に入りました安川君曰く「小柳さんには決して迷惑は懸けない心配しなさんな、だから陳さんから金丈貰つてくれ」と頼れました、今思えば私が両人に此の事件をしてくれと頼んだのでもなし強くことわるべきだつたのですが当時気の弱い私強く言いきれず私は寝むから静かにする様言つて私の部屋に行きました。

然し無心に眠つている六人の子供、夢心地を辿る妻の寝顔もう二日後にはトラックの契約もして有り転地する身例え心配迷惑は懸けないと言つた両人の言葉にせよ恐ろしくてなりません、これは断然止めるべきだと急いで両人の部屋に入り来たら既に遅く二人の姿は見えなかつたのです。恐る〳〵しておりますぐに引返した時はホットした気持が致しました、五時頃二人の部屋をのぞきますとグッスリ眠つていましたので八時頃再び起し帰らせました。其の時二人は安川宅に待つているから私に来る様言いましたので十一時頃行きました、安川の父もおられました。安川君が古川君と現場に行つた状況を語り出しました、古川君を見張りさせ自分が床下に入りガソリンを振りかけマッチを付け様としたらマッチを紛失していたので古川君に何処かで持つてくる様古川君をさがしたが何処に行つたか其の附近にはいなかつたので自分は又引返して階下の食堂の女中さんからマッチをもらつて又行つた」と言いました。

私はそんな大胆な事せないで止めてくれたら良かつたのに実は心配だつたので君達を思い止まる様部屋に入つたら君達がもう居なかつたと言つたのです、すると安川君は「小柳さん心配せんでも良い迷惑はかけないから、然し金は貰つて来れるや」と又言つたのです、私は陳さんと会つて見なければ解らないが被害もおそらく無かつた事だし陳さんは出さないだろう陳さんに話して見るから暫く待つてほしい待つて下さる様お父さんから両人をなだめて下さる様極力お願いしました。する

と父氏曰く「そんな馬鹿な話があるかそれでは日限を切りなさい」としきりに言いました。古川君が横寝をしていた時です。安川父氏は私を少し離れた部屋に呼び子為文に三万円位都合してくれぬかあの子は旅をさせたいからと言いました、私も当市を離れ次の事業にわずかばかりの生活費しか用意がないので其の理由をのべておねがい致しました其の時でした、古川君が起きて「おいお前達は何を話しているか俺は現場から逃れて帰つて来たから勝手にしろ」と毒気をふくんで言いました、金の事をしきりに言ふので当分待つてくれる様頼んでおりました安川父氏曰く「そんな気の永い事は出来ない万一の事があれば為文だけではすまんぞ」と言い私がびく〳〵していると更に安川父氏「佐世保には三十万市民もいるではないか何んでびく〳〵するや」私はいずれ陳さんに会つて話しますから其れ迄待つて下さい、すると二人で直接貰いに行くと話しもしておりました。安川氏宅を出て自宅に帰る時折よく私の家の一寸前で陳さんの後姿を見ましたので陳さんと呼止めました、私は陳さん今私は安川さん宅で金の件でせめられましたどうしますか」と尋ねました、陳君曰く「一万円なら渡しても よいが被害は五千円程度だと思うので其れ以上は出せない」そこで私は安川氏の三万円都合してくれとの話もあり古川君も承知せないだろうと想像しましたので「五万円ぐらい両人に渡されないですか」と話しました陳君曰く「そんな事は出来ない今取調べ中だから終らなければ」と言いました安川父氏からはせめられるし陳さんは出す様な模様でなし私が多少なり佐賀で働いて償いますから暫く待つて下さいそして十一月一日予定通り家族八人と家財道具をトラックに積み佐賀へ参りました。一先づ妻子を親戚に託し福岡県城島にて化粧品卸行商と家族の住家を探しに努力致しました。十一日新聞紙上にて事件の記事を知り直に佐賀本署へ自首致しましたので御座居ます。

右にて事件の真相を告白したので御座居ますが過去一年九ヶ月前の記憶を辿つて認めましたので洩れている箇所もある事と存じますが誓つて偽りは申立てません、現世は神も仏も無きものかと何事も諦めていた私が今一度神仏に念じ真実の通じます様御祈りして謹書致します。

以上

一一

昭和二八年(あ)第二一五〇号

被告人の上告趣意

被告人　古川政行

一、犯罪事実

『昭和二十六年十月末佐世保市高天町公共安定所裏陳金木所有にかゝる木造平家建に陳が保険を契約し、陳の負債者たる小柳喜代治に陳が放火の依頼をなし、小柳は私にその件の話をなし、私は小柳の友人である安川為文に此の話をなしたる処、其の教日後に於て小柳、安川間に数回往復して実行計画をなして居りたるが、昭和二十六年十月二十九日安川為文が自已のジャンバーにガソリンを浸し、放火したるも未遂となる。』

と言ふ事が事件の大要で御座ゐますが、今迄裁判官殿及検察官殿の御了解になつて居られないと思ひます点を遂一申述べます。

私が最初小柳、安川父子と知人関係となりましたのは私が八年間の海軍々人生活を終へまして復員直後佐世保市上京町聯合軍ビヤホールマネジャーとして勤めて居りました当時、彼等が数十年来常習として居りました処の賭博に誘はれ、彼等の常套手段たる素人に対する不法手段に依る賭博に依つて相当の損害を蒙り（当時の金で二十数万円）ました。以後私の人生を過り、父母親族にも少なからず迷惑を掛けましたが其の後父の意見に従ひ、昭和二十三年五月更生の第一歩を踏み出すべく長崎県巡査に受験合格し真面目に働いて居たので御座ゐますが、佐世保市警察署勤務となるに及び彼等賭徒の顔を見る度に以前受けた痛手をなんとかして取戻すべくあせり、再び警察を止め、佐世保駅にて小料理店を経営する傍ら彼等と交際していた様な関係で御座います。安川父子と小柳は十数年前からの博賭仲間で御座いまして、私の様に軍隊から帰つたばかりの人間がどんなにあせつても敵し得べくもなく、昭和二十六年五月一切を清算して更生すべく決意し駅前

の店を売却し、幾等かの負債等清算して父母に今迄の不品行を詫びると共に以後真面目に働く事を誓ひ、佐世保市聯合軍将校倶楽部「キャッシャー」として勤めて居たので御座ゐます。以上申し述べたした様な事情でそれ以来、小柳、安川等とも交渉を絶ち、殆んど顔を合せる事は御座ゐませんでしたが昭和二十六年九月初旬頃小柳喜代治の自宅附近で遇然小柳に出合ひ時候挨拶等して後「何か良い話はないか」と言ふ話等から小柳が「陳金木の家が焼けると十万円位の金が貰える」と言ひましたが道路上ではありそれ以上の話は致しませんでしたが恰度すぐ上が陳の家の近くでしたので二人で歩き乍ら話して安定所近く迄来て小柳が「あの家だと」指さして教へました。又小柳は「一旦此の話をきいた以上は家が焼けさへすれば直接手を出さなくても幾等かの御礼金が貰える」と言つておりました。

私は例へ金の為めとは言へその様な大それた事に関係して迄も金を得様等の如き事は私の自尊心が許さず、又当時私の父は国警技官として三十年近くも官庁生活をなし、父や嫁入前の妹等の事を感へます時、その様な事には絶対関はり合はぬと心に誓つていたので御座ゐます。

安川と合つてから約一週間位後私は倶楽部の勤め帰りに当時その附近に転宅した安川為文が、かつて仕事の斡旋を依頼して居たので、幸ひ自分の勤め先に欠員があるのを伝へるために立寄つた時、小柳の話を世間話のついでに話した処、詳しく尋ねるので詳細に知らんが小柳に聞けば判るだらうと言つてその話は打切り履歴書を書く様伝へて帰りました。

その後二、三日経てからと思ひますが、聯合軍勤務員のカードに添附する写真を撮影するため安川と共に外出しました時、安川は、安川の父から依頼の言伝て（手遊の）を伝へに立寄ると言ひ一諸に行きましたが（小柳喜代治宅、当時旅館営業）其の時安川は小柳に放火の具体的件を聞いていた様ですが、小柳は「今防火演習中だから後で話すからと言ひ、当時旅館客で多忙中の様だつたし私も安川もすぐ帰りました。その帰途安川は「十月二十日頃小柳宅に行かう」と私に申しましたが、私は前も申しました通り関り合ひをさけて行きませんでした。其の後十月二十二、三日頃安川の働き口が決定

し旨の通知に安川宅に立寄りました処、安川は十月二十日小柳方に行つた旨を告げ放火の件は至急誰かに決行さす様な事を申して居りましたが、私はこの時「自分はこの放火の話は絶対に関係する事を断る」とはつきり申しました。

それから安川が実行する当日迄会つて居りませんが、其の間、安川、小柳はお互ひに往復して安川の父等も交つて放火の予備行為（実験）等をなし、「あたりや」（証人）等に対して実行行為を依頼する等、又安川為文単独で小柳宅より一升瓶入のガソリンを所持し数回現場に行つて実行せんとしたるも失敗した等の事に就きましては、公判廷に於ける証人及び本人等の陳述に依つて始めて私の知つた事実で御座いました。

又当時私は午前十時から午後十一時頃迄の勤務で彼等と会ふ機会もなかつたので御座ゐます。然るに一度はつきり関係を断り、又会ふ機会もなく彼等から遠ざからうと努力して居た私が何故事件当夜小柳宅に居て此の事件に関係したかと申しますと全く運命の徒と申しませやうか、恰度その日の午前九時頃佐世保競輪場に於て遇然安川、小柳に会つたのです。（私は当日休みでした）その時安川は「古川さんあの件は私が全責任を以て是非実行し度いと思ふ自分は今生活に困つて居るし何とか力を貸して呉れ」又小柳は「安川君がやると言ふがそうして呉れると自分も助かる俺も昨日から置いてる金を取つて来る様に言つて借りて来た三万円の金も昨日から今日にかけて負けて終つて最近陳が負債の返済を八釜ましく言ふので困つて居る」と泣事を漏らして居りました。そして放火の実行者に与へると言ふ十万円をどう分配するかと申しますので、それは安川が受取るべき金ではあるが幾分遠慮して私達にも分配する意を表はして居ると思ひ、私は「小柳さんも子供をかゝへて困つて居るのだから若し私に呉れる金があるなら私はいらんから小柳さん使ひなさい」と二人の前で申しました。

大体小柳は陳金木の負債二十万近くを棒引の条件なので（其以外陳との交渉は知りませんでした）十万円の金の中から分配して貰ふ事を気兼ねして居りましたので安川の手前は私が貰ふべき金を小柳に使ひなさいと言つて居りますが、事実

上は小柳と安川が分配する事になつて居るので御座ゐました。

之等の事実に関しましては小柳、安川等が第一審法廷に於ける分離裁判法廷の証言で判然と致して居るので御座ゐます。その時の金額は安川が六万円受取り、私に四万円を与へる旨話合ひその中から小柳に五千円宛やる名目では御座ゐましたが私が受取るつもりは毛頭なく安川が受取るべき金額の中から苦しい小柳に分配して助けてやらうと意図した私の同情心から偽りのない事で御座ゐます。

又私が「自分は分前は小柳に使へ」と言つたのも其の様な不浄な金を受取らぬ事に依つて「自分は疚しい気持はないのだと内心誇りとし、安川等が勝手に行動する事に対して俺の知る処ではない」と言ふ気持でありました。

以上の様な訳で安川為文がその夜実行すると言ふ事になつたので御座ゐますが、その夜私は映画見物に行き、その帰途映画館の近くである小柳宅へ立寄りました処、安川が来て居て二階から安川、小柳が出て来ました。その時安川は買物籠を持つて居た様に思ひますが、その中に自宅から用意して来たと称しシャンパー、ローソク、等を入れて居りました。そして安川は「ガソリンは数日前現場に置いて来たと申しておりました。

又安川は「自宅で準備試験等して来たので絶対大丈夫だ万一発覚した様な時でも皆に迷惑かけん」と申して居りました。

そして酒好きの安川が一杯呑み度いと言ふので、小柳に頼みました処下から八勺入り燗瓶二本持つて来ましたので私と二人で呑みました、之は私が小料理屋営業致していた当時も小柳等が来て酒やビール等呑み度いと言つた時等すぐ出して居た様なもので何等意味のあるものでは御座ゐませんでした。

小柳は三階に行つて寝るからと言ひ行かうとしました処安川が日頃打合せして居たらしく金を幾らか相談していた様でしたが小柳は「今日陳の家に行つた処金は後で必ず渡すからと言つたので心配いらん、その事は自分も絶対責任を持つか

ら」と申しておりました。私は安川に向つて「話も有耶無耶の様だし止めたらどうだ」と申しました処「話が少々違ふ様だから考へ直さうと」言ひ「ガソリン等現場に其儘にして居るから都合が悪い故とりに行く」と言つておりました。私も自宅へ帰るべく一諸に安川と共に小柳方を出ました。途中安川は「すぐくるからそこ迄一諸に来てくれ」瓶を処分して帰宅するから」と申しますので一諸に附近迄行き百米位手前の道路上で安川を待つておりましたが五分位経つても来ないし帰途に着きましたが人通りも少なし、時間が遅い様で帰宅するのが臆劫になり、一人で小柳方へ引かへし二階のベットに入つて寝ました。

それから三十分位して、安川がひよつこり来て「床下からガソリンのビンを引出そうとしてひつくり返したの、えゝ燃えたらなんとかなるだらうと思つて、マッチを探したが見当らのでとりに帰つた小柳君から貰つたので見付からんが呉れ」と申しますので「俺は知らん」と言つた儘寝ていました処下の食堂に行つて女中さんにマッチを貰ひ単独現場に行つて放火して再び小柳方に帰つたのですが失敗に終つて居るので御座ゐます。

安川は二回目行つてから二十分位の後帰つて参りましたが私の寝ている部屋で翌朝迄寝ました。

翌朝七時頃小柳が起きて来て「自分が後で安川の家に話しに来るから」と言ひ帰宅をうながしましたので私も安川も一諸に帰途につきました、私も出勤に後二時間位しかありませんでしたので、倶楽部の近くではあり安川宅に行きしばらく休んでおりました処約一時間位の後小柳が安川宅に来ました。私は時間迄六畳の間に横になつておりましたが小柳、安川父子は隣室で次の様な会話を致しておりました。

小柳「昨夜は安川君が失敗したので誠に済まんが金の方はどうにもならん」

安川父「例へ未遂に終つても半金位はやる約束だつたのではないか少しでもなんとかしてくれ」等……の話しでしたがその外良く知りませんし、其の後半時間位後私は出勤致しました。

其れから十一月七日逮捕さるゝ迄彼等と全然会つて居りません。

一、家庭事情

私の家庭には六十を越した老父母と妻子供一人（六才）妹二人（十九、二十二才）の七人暮しで御座ゐまして、長男の私は昭和十三年以来海軍々人として、支那、南方に転戦し、敗戦後日本の土を踏み、家族と生活を共にする様になつたので御座ゐますが心身共に骨髄迄打啄かれた様になつて終戦後の混迷の社会に踏み出した途端、彼等博徒の好餌となり、人間的に僻んで了つた私がすべてを清算して前記聯合軍将校倶楽部に働いて、当時国警技官として奉職して居た父と共に一家の生計を支へて居たので御座ゐますが昭和二十七年五月父も老令のため依頼退職し若干の退職金を以て有田（佐賀県）の陶工場を始めましたが一家の支柱となるべき私が昭和二十六年十一月初旬以来からこの様な未決生活を続け最近病身の父と女ばかりの家庭は途方にくれているので御座います。

私は上告と同時に保釈の御許可を戴きましたが漸く保釈金が調ひ六月下旬（二十九日頃）出所致さして戴き長期間の未決生活に於ける健康の回復と一家の生計の方針を確立するため老父母に代つて開業したばかりの工場の運営其の他一切の面倒を見る考へで御座ゐます。

右の様な家庭の中の私が長期間の未決生活を送りました上、長期間刑に服さねばならぬ様になります事は一家離散の道をとる外はないので御座ゐます。

一、控訴理由

私は昭和二十八年福岡高等裁判所に於て懲役四年の判決を受けましたが犯罪の偽りなき事実は前記述べました通りで御座いまして全面的に否認致すものでは御座ゐませんが、真面目に働いていた私が、金のために、動揺せんとする邪心を仰へて安川、小柳、被告等から遠ざからんと一旦はつきり断つて居たものの、一度この話を聞いた私を謀議の一員に加へね

ばと言ふ安川の父等の策（第一審小柳の証言）に乗じ、夢現の様にして当夜小柳宅に居たと言ふ事は直接私が放火を決行したのでなくても係官殿におかれましても疑念を抱かるゝ点が御座ゐますが、全く当夜小柳宅に居たと言ふ事は遇然立寄つた迄の事でありまして計画的行動でなく、放火の決行等の事はすべて安川が受け持つていた事はそれ以前の彼の行動其の他に依り判然と致して居るので御座ゐます。

又当日競輪場で小柳、安川に彼等の生活の窮状を聞き同情し、彼等自身か行動し、利得する事に対し、私は第三者の立場で居れば良いではないかと考へ、金等も最初から受取る意志はなかつたのであります。（之に就いて第一審、小柳、安川の証言で判ります）私共の第一審の判決は昭和二十七年十一月六日で御座ゐまして、安川を除く外三名は検察官殿の求刑後、判決迄の短期間保釈を許可せられ、（安川はそれ以前保釈出所）判決に臨みましたが、判決の際は安川は逃亡して出頭せず安川の父も、それ以前より証人召喚にも応ぜず、今だに行衛不明の状態であります。

安川為文は彼の使用した「ジャンバー」其の他自己の証拠品に依り罪状を自供すると同時に恰も私共が教唆指嗾したるが如き虚構の申立てを致しておりますが、反対に安川父子が卒先して実行画策して、実行に移した事は公判廷に於ける各証人の証言等に依り判然と致して居るので御座ゐます。

安川、小柳間に於て数回彼等の家に往復し、放火の予備行為をなしている事。証人「あたりや」某に依頼している事。陳金木の保険契約が百八十万円であつた事。安川が単独で数回に亘つて小柳方より放火決行に現場に赴き失敗して居る事。等の事実に就きましては、公判開始後法廷に於ける証人、並に彼等の陳述に依つて初めて私の知つた事実で御座いました。

事件当日遇然彼等に出会ひました私は只今申述べました様な事は全然拘はり知らなかつた一事で公判開始後全てを知り得まして今更乍ら自已の不甲斐なきに悔悟と慚愧の念に涙して居るのであります。

以上申述べました様な事情で御座ゐますれば第一、二審に置きまして充分に真情を披瀝する事が出来ませんでしたのでこの趣意書に依りまして係官殿の御慎重なる御審理を仰ぎ度く茲に上告申上げました次第で御座ゐます。

以　上

八

昭和二八年(し)第二七号

決　　定

名古屋市東区東外堀町二丁目二番地

被告人桑田利雄の弁護人

申立人　下　田　金　助

右被告人桑田に対する詐欺被告事件について昭和二八年三月一三日名古屋高等裁判所のした異議申立棄却決定に対し申立人から特別抗告の申立があつたので、当裁判所は次のとおり決定する。

主　　文

本件抗告を棄却する。

理　　由

本件抗告の趣意は末尾添附別紙記載のとおりである。

本件記録によれば、私選弁護人たる内藤三郎が、期日の変更請求などの手続を怠つたまゝ控訴審たる原審の公判期日に出頭しなかつたため、原審は右期日に新たに国選弁護人として水谷省三を選任したこと、水谷弁護人は、曩に内藤弁護人の提出した控訴趣意書にもとずいて、弁論をなしたことが認められるのであつて、その訴訟手続に何等違法の点はないのである。

しかるに、本件抗告は、刑訴二八九条の解釈を誤り、右の訴訟手続には違法があることを前提として原決定は憲法三二条に違反することを主張するものであるから、その立論はすでに根基を欠くものといわねばならない。

よつて、抗告は理由がないから刑訴四三四条、四二六条一項により主文のとおり決定する。

昭和二八年七月三一日決定　　昭和二八年(し)第二七号

一

昭和二八年七月三一日決定　昭和二八年(し)第二七号

右は全裁判官一致の意見である。

昭和二八年七月三一日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

昭和二八年(し)第二七号

抗告人（被告人）・桑田利雄

弁護人下田金助の特別抗告申立

原決定を取消し名古屋高等裁判所昭和二十七年(ケ)第十一号控訴棄却決定を破毀することの裁判を求める。

抗告の理由

昭和二十七年七月十日名古屋地方裁判所の抗告人に対する懲役八月の判決に対し弁護人より控訴申立を為し昭和二十七年十月八日附弁護人内藤三郎より控訴趣意書提出、同年十月二十一日公判期日に同人不出頭のため裁判長は水谷省三を弁護人に選任したが同人は控訴趣意書を提出せず記録によれば検事は「弁護人内藤三郎名義の控訴趣意書は記載内容不適法且つその論旨理由なし控訴棄却の判決を求む」とあつて首尾一貫せず。

そもそも本件に於て被告人は大池龍夫氏を弁護人に選任したが弁護士内藤三郎の申立によつて控訴審にて弁護人を同人に変更したが同人の本件事務取扱に対し全く誠実を欠いたことは同人より提出した控訴申立書、控訴趣意書、控訴棄却決定に対する異議申立書（本人名義）の記載内容を一見して明瞭である。然るに裁判所は前記公判期日に内藤三郎の不出頭に際し適任者を弁護人に選任し控訴趣意を追加する等其他適当な処致を構ずる余地を与うべきに拘らず右内藤事務所の事務員である水谷省三を弁護人に選任したことは甚しく失当であつたのである。結局本件抗告人は弁護人なくして控訴審の審理を受けたると同一であつてこの点は国民の権利として憲法第三十二条に規定する「裁判所に於て公正なる裁判を受ける権利を奪われたること」となると信ずる。依つて刑事訴訟法第四百三十三条により此段抗告に及ぶ次第である。

以上

昭和二八年(し)第三〇号

決　定

申立人（弁護人）池　辺　甚　一　郎

被告人李点祚にかかる公文書偽造被告事件について昭和二八年四月三日大阪高等裁判所のなした勾留期間更新決定に対する異議申立棄却の決定に対し、申立人から特別抗告の申立があつたので、当裁判所は左のとおり決定する。

主　文

本件特別抗告を棄却する。

理　由

申立人の特別抗告趣意は末尾添付の書面記載のとおりである。

論旨は要するに、刑訴三四四条の規定は同六〇条二項但書の規定を排除するものではないとの見解に立ち、控訴裁判所が被告人に対してなした第二回の勾留期間更新決定は同六〇条二項但書に違反することを主張した異議の申立に対し、原決定は右勾留期間更新決定に違法がないとしてこれを是認したことは、憲法三一条に違反するというにある。しかし前審判決により禁錮以上の刑の宣告を受けた勾留中の被告人に対しては、刑訴六〇条一項一号乃至三号に当る事由が存続し同三四三条の趣旨に従い勾留を継続する必要があると認められる限り勾留期間を更新することができるものと解するを相当とする。されば、原決定が、被告人は当該事件の第一審裁判所で懲役一年の言渡を受けて勾留中のものであり、なお被告人には刑訴六〇条一項三号の事由が存続するものと認め、控訴裁判所のなした第二回の勾留期間更新決定を違法でないと判示して異議申立を棄却したことは、もとより適法というべきであつて、所論違憲の主張は前提を欠くものであり、論旨は理由がない。

よつて刑訴四三四条、四二六条に従い裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年七月三一日決定　　昭和二八年(し)第三〇号　　一

昭和二八年七月三一日決定　昭和二八年(し)第三〇号

昭和二八年七月三一日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

昭和二八年(し)第三〇号

被告人　李点祚

抗告申立人（弁護人）池辺甚一郎

申立人の特別抗告趣意

(一)　原審決定は特別抗告人の被告人は住居があり逃亡の虞もなく証拠煙滅の疑もなく又刑事訴訟法第八十九条第一項第一号にも第三号乃至第五号にも当らない従つて本件は刑事訴訟法第六十条により更新は一回に限るのに拘らず二回目の更新は違法であるからこれが取消を求めたるに対し被告人は昭和二十八年一月二十三日本件公文書偽造被告事件について和歌山地方裁判所で懲役一年の実刑の言渡を受けて勾留中であるから本件は刑事訴訟法第三百四十四条に依り所論の同法第八十九条の適用が除外せらるる場合に該当し同法第六十条第二項但書の規定の適用がなく更新の回数に制限がないと判示した。

(二)　乍併刑事訴訟法第三百四十四条の規定は被告人は禁錮以上の刑の言渡しを受けたるときは同法第八十九条の権利保釈の適用がないことを明かにしたのであるが同法第六十条の勾留更新に関する規定の適用を除外したるものでないことは同法第三百四十四条の文字解釈に依り一点疑を容れざる処で有る或は同法第六十条は同法第八十九条の条文の一部を引用して居るよりして同法第三百四十四条に依り同法第八十九条が除外せられたならば同法第六十条の但書の規定が当然除外せらるるか如く解釈したるものならんも之れは牽強附会の謬論である何んとなれば同法第三百四十四条は権利保釈の除外規定であり同法第六十条第二項但書は勾留更新に関する制限規定で有つて己づから其趣きを異にして居るよりして明かである従つて同法第三百四十四条の規定に依つて同法第六十条第二項但書の適用を除外したるものに非るや照々呼として明かである。

(三) 又原審決定は被告人が逃亡し又は逃亡することを疑うに足りる相当な理由があるときに該当する云々と判示したのであるか何処斯る理由があるのか夫れを示して居らないのである。

法律は此の場合に事実裁判官の主観々念に依つて斯る認定を為すことを避くるが為め特に疑うに足る相当な理由あるときと明記し具体的に之を示す可を命じて居るのである。

本件に付き之を見るに被告は一定の住居を有し不動産を所有し確固たる職業を有し永年同一場所に居住し地方の気受けもよく同情あり第一審裁判所に対しても数十名連署を以つて被告の為め寛大なる裁判を願ひ居る事実に徴し又三人子供あり至つて子を可愛いがる性格の持主よりして被告が逃亡し又は逃亡の危険の如き寸毫も認められないのである。

之を以つてしても尚ほ裁判官の逃亡し又逃亡することを疑うに足りるとの抽象観念に依り斯くの如き認定を為すことが是なりとするならば法律は刑事訴訟法第六十条に依りて保護したる制限規定完く空文に期するに至る可し豈に斯くの如き理あらんやで有る。

(四) 斯くの如く刑事訴訟法第三百四十四条は同法第六十条第二項但書を除外したるものでなく又被告は逃亡し又は逃亡の危険なく従つて同法第六十条第二項但書の規定に基き勾留期間の更新は二回以上に亘ること能はざるは一点疑を容れざる処である。

然るに原審決定は斯る更新を是認したるもので有つて法律の定める手続によらずして自由を奪うものである因つて憲法第三十一条の規定に則り到底取消を免れざる違憲ありと云はざるを得ないのである。

以上

昭和二八年(す)第三三八号

決定

東京都中央区日本橋呉服橋三の五　槇町ビル内

申立人　(弁護人)　西尾政義

右申立人から被告人加藤清に対する詐欺被告事件(当庁昭和二七年(あ)第一四四二号)について昭和二八年六月二九日当裁判所のした上告棄却の決定に対し別紙のとおり訂正の申立があつたが理由がないので(被告人本人及び原審弁護人から上告の申立がなされていても右弁護人の上告は結局被告人のためにするものであるから裁判書には被告人から上告の申立があつた旨を表示すれば足り必ずしも原審弁護人から上告の申立があつた旨をも併せて記載する必要はない)当裁判所は刑訴四一七条一項により裁判官全員一致の意見で次のとおり決定する。

本件申立を棄却する。

昭和二八年七月三一日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

昭和二八年七月三一日決定　昭和二八年(す)第三三八号

昭和二八年(オ)第三三八号

被告人　加藤　清

弁護人西尾政義の決定訂正申立

本件上告は昭和二十六年九月十九日附上告申立書に基き被告人及原審弁護人より上告の申立をしたものであるところ、右棄却決定には、被告人より上告があつたことは表示しあるも、弁護人からも上告の申立があつたことを示していない、此点前記棄却決定には其内容に誤りがあるので訂正せられたく刑事訴訟法第四百十五条により申立をします。

最高裁判所裁判集（刑事第八五号）事件番号索引

事件番号	事件名	法廷	裁判年月日	頁数
昭和二四年(れ)一八九	物価統制令違反、飲食営業緊急措置令違反、昭和二二年政令第一六五号違反	大	昭和二八年七月二二日	一〇五
昭和二五年(さ)三七	詐欺、横領被告事件につきなした判決に対する非常上告	三小	七月一八日	八一
昭和二六年(し)一〇五	強盗殺人被告事件につきなした再審請求棄却決定に対する抗告	一小	七月三〇日	五〇五
昭和二六年(あ)二一六二	傷害、恐喝、横領、詐欺	二小	七月三一日	五一三
昭和二六年(あ)二二八一	有毒飲食物等取締令違反	二小	七月三一日	五一七
昭和二六年(あ)二七九六	傷害	二小	七月一七日	一
昭和二六年(あ)三八九五	外国人登録令違反	二小	七月三一日	五五五
昭和二六年(あ)四五一八	漁業法違反	二小	七月三一日	五六三
昭和二六年(あ)四五四〇	放火	二小	七月三一日	五七七
昭和二六年(あ)四九七七	恐喝、同未遂、収賄	二小	七月三一日	五九七
昭和二六年(あ)五一五五	麻薬取締法違反	二小	七月一七日	五
昭和二七年(き)三	有価証券偽造、同行使、詐欺被告事件につきなした上告棄却の確定判決に対する再審の請求	二小	七月二四日	三九一

昭和二七年	(し)	二一	麻薬取締法違反被告事件についての控訴棄却決定に対する異議申立事件につきなした異議申立棄却の決定に対する特別抗告	二小	七月二一日	九七
昭和二七年	(あ)	三四六	臨時物資需給調整法違反	三小	七月二二日	一七一
昭和二七年	(あ)	五七〇	公文書偽造	二小	七月三一日	六一九
昭和二七年	(あ)	八〇一	恐喝	三小	七月一八日	二七
昭和二七年	(あ)	八六九	収賄	三小	七月一八日	四七
昭和二七年	(あ)	一〇二六	窃盗	三小	七月一八日	六五
昭和二七年	(あ)	一〇四三	詐欺、恐喝未遂、窃盗	三小	七月一八日	六九
昭和二七年	(あ)	一〇六四	貸金業等の取締に関する法律違反	二小	七月一七日	一五
昭和二七年	(あ)	一〇八八	賍物故買	三小	七月二二日	一七七
昭和二七年	(あ)	一一一六	貸金業等の取締に関する法律違反	二小	七月一七日	一九
昭和二七年	(あ)	一一六七	窃盗	三小	七月二二日	一八一
昭和二七年	(あ)	一一八三	恐喝	三小	七月二二日	一八七
昭和二七年	(あ)	一一八六	昭和二四年政令第三八九号違反	三小	七月一八日	七七
昭和二七年	(あ)	一二〇八	賍物故買	三小	七月二二日	一九一
昭和二七年	(あ)	一四一二	窃盗	二小	七月二四日	三五九
昭和二七年	(あ)	一六四七	封印破毀、公文書毀棄	二小	七月二四日	三六七

昭和二七年	(あ)	一六九〇	外国為替及び外国貿易管理法違反、関税法違反	二小	七月二一日	八七
昭和二七年	(あ)	二一六八	麻薬取締法違反	二小	七月三一日	六二七
昭和二七年	(あ)	二四一三	窃盗	二小	七月二四日	三七五
昭和二七年	(あ)	二八六八	昭和二五年政令第三二五号違反	大	七月二二日	一九五
昭和二七年	(あ)	三三〇九	史蹟名勝天然紀念物保存法違反	一小	七月二三日	二八一
昭和二七年	(あ)	三六九二	機船底曳網漁業取締規則違反	一小	七月二三日	二八五
昭和二七年	(あ)	五〇一七	物価統制令違反	一小	七月三〇日	四一一
昭和二七年	(あ)	五三五三	公文書偽造、虚偽公文書作成行使	一小	七月二三日	二九三
昭和二七年	(あ)	五四六五	窃盗	一小	七月三〇日	四二三
昭和二七年	(あ)	五五五三	賭場開帳図利、賭博	一小	七月二三日	三〇三
昭和二七年	(あ)	五七〇五	業務上過失傷害	三小	七月二二日	二四一
昭和二七年	(あ)	五八五九	横領	一小	七月三〇日	四三一
昭和二七年	(あ)	五八九八	酒税法違反	一小	七月二三日	三一三
昭和二七年	(あ)	六〇一〇	外国人登録令違反	大	七月二二日	二四九
昭和二七年	(あ)	六五〇〇	暴行、銃砲等所持禁止令違反	一小	七月二三日	三一七
昭和二八年	(し)	二七	詐欺被告事件につきなした異議申立棄却決定に対する特別抗告	二小	七月三一日	六九三
昭和二八年	(れ)	三〇	物価統制令違反、経済関係罰則の整備に関する法律違反	一小	七月三〇日	四〇一

昭和二八年	(れ)	三〇	物価統制令違反幇助、窃盗、横領	一小	七月三〇日	四〇五
昭和二八年	(し)	三〇	公文書偽造被告事件につきなした勾留期間更新決定に対する異議申立棄却の決定に対する特別抗告	二小	七月三一日	六九七
昭和二八年	(あ)	四二	賍物牙保、窃盗、賍物故買	一小	七月二三日	三二三
昭和二八年	(あ)	四八	業務上横領	一小	七月二三日	三三三
昭和二八年	(あ)	一三九	関税法違反、外国為替及外国貿易管理法違反	一小	七月三〇日	四四三
昭和二八年	(あ)	二二三	窃盗	二小	七月一七日	二三
昭和二八年	(あ)	二九〇	窃盗、詐欺	三小	七月二二日	二六一
昭和二八年	(す)	三三六	窃盗被告事件につきなした決定に対する裁判の解釈を求める申立	一小	七月二五日	三九七
昭和二八年	(す)	三三八	詐欺被告事件につきなした上告棄却の決定に対する訂正の申立	二小	七月三一日	七〇一
昭和二八年	(あ)	六〇六	業務上横領	一小	七月二三日	三四五
昭和二八年	(あ)	七六五	賍物故買	一小	七月三〇日	四四九
昭和二八年	(あ)	八九〇	歯科医師法違反	一小	七月三〇日	四五五
昭和二八年	(あ)	一〇四六	窃盗	二小	七月三一日	六四一
昭和二八年	(あ)	一一〇二	食糧管理法違反	二小	七月二二日	二六九
昭和二八年	(あ)	一二五九	窃盗	一小	七月三〇日	四七一
昭和二八年	(あ)	一二八〇	窃盗	一小	七月三〇日	四七七

昭和二八年	(あ)	一二八五	賍物牙保	一小	七月三〇日	四八五
昭和二八年	(あ)	一二八六	競売入札妨害	二小	七月三一日	六四五
昭和二八年	(あ)	一三一二	業務上横領	二小	七月三一日	六五三
昭和二八年	(あ)	一四二〇	詐欺、有価証券偽造行使詐欺	一小	七月三〇日	四八九
昭和二八年	(あ)	一五七二	窃盗、賍物運搬	一小	七月二三日	三五一
昭和二八年	(あ)	一五九一	賍物故買	二小	七月三一日	六五九
昭和二八年	(あ)	一五九八	横領	一小	七月三〇日	四九七
昭和二八年	(あ)	一六〇八	窃盗	三小	七月二二日	二七三
昭和二八年	(あ)	一六四〇	業務上横領	一小	七月二三日	三五五
昭和二八年	(あ)	一七〇二	詐欺、賭博、食糧管理法違反	二小	七月二四日	三七九
昭和二八年	(あ)	二一五〇	放火	二小	七月三一日	六六三